

令和8年3月定例会  
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月6日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和8年3月6日(金) 午前8時58分
閉 会 日 時	令和8年3月6日(金) 午後3時50分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	藤 村 孝 志
委 員	秋 谷 修 茂 利 博 之 中西 耕二郎 古 山 大 輔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第21号	市道の路線の廃止について	原案可決
第22号	鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第24号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第26号	令和7年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第28号	令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第29号	令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
第30号	令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第33号	令和8年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第34号	令和8年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第36号	令和8年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第37号	令和8年度鴻巣市公共下水道事業会計予算	原案可決
第38号	令和8年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	福 智 秀 一
都市建設部参事兼建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
道路課長	林 信 敏
道路課副参事	山 崎 忠 義

（上下水道部）

上下水道部長	大 堀 勝 彦
上下水道部副部長	伊 藤 正 一
経營業務課長	矢 澤 恭 子
水道課長	山 崎 眞 也

下水道課長  
水道課副参事

田口裕一  
大網岳志

吹上支所長  
川里支所長

戸ヶ崎 徹  
山縣 一公

書記 星 圭也  
書記 大谷直樹

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を昨日に引き続き開催いたします。

(中西) すみません。発言の訂正をお願いします。

昨日の私の議案第30号 令和8年度一般会計予算の関係で、300ページ、公園整備奉仕活動団体助成事業のところで、39団体と発言すべきところ、31団体と発言してしまいました。おわびして訂正申し上げます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) おはようございます。発言の訂正をお願いいたします。

昨日の茂利委員のご質問の遊具等の破損頻度はの答弁の中で、「国土交通省による遊具の安全基準では、遊具の耐用年数において」と発言しましたが、正しくは「一般社団法人日本公園施設業界による遊具の安全に関する基準では、遊具の標準使用期間において」となります。おわびして、訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(道路課長) すみません。発言の訂正をお願いします。

昨日の議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算の中西委員の質問で、道路改良事業の場所についてという質問に対し、上谷地内の市道A-231号線、工事内容を側溝の新設と申し上げるところを、舗装の新設と誤った答弁をしてしまいました。正しくは側溝の新設となります。おわびして訂正をお願いします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかにはないですか。

(なし)

(委員長) それでは、議案第30号について。

(藤村) おはようございます。

それでは、昨日に続きまして、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算につきまして何点か質問させていただきます。

初めに、歳入でございます。ページが32ページ、6目の土木使用料について伺います。これは前任者も多分していただいたと思いますが、ちょっとダブるところもあるのですけれども、確認の意味もありましてもう一度質問させていただきます。この土木使用料につきましては、昨年と比較して171万3,000円増えております。それについての要因と内容について伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) お答えいたします。こちらの33ページ、6目土木使用料が前年と比較して増加した主な要因及び内訳につきましては、建築住宅課の使用料に関するものが大きいので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、主な増加内訳ですが、こちらは建築住宅課の住宅使用料が前年度より、177万2,000円の増加、また駐車場使用料が9万円の増加などが主な内訳となりまして、要因としましては、入居者世帯の収入の変化に応じて決定している家賃額、こちらが増加したことにより、令和8年度の住宅使用料の予算算定額、予算額の算定根拠とした昨年12月の住宅使用料の歳入調定が令和7年度予算の算定根拠としたおととしの12月分と比べて増加したためです。また、駐車場使用料につきましては、月当たりの使用料単価の高い人形町団地、こちらの契約区画のほうが増加したことによるものです。

以上です。

(藤村) 住宅使用料が総所得に応じて上がってきたということなのですか。けれども、利用する人が増えたということではないということでしょうか。それとも、多少増えているということもあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 利用されている方というのは、住戸数としてはおととしの12月と比べると増えておりますけれども、家賃につきましては入居者の世帯の収入ということになりますので、世帯の中で収入を得る人が増えたりとか、減ったりとか、そういったこともございますので、一様にちょっとそこまで、人数が増えたか減ったかというところまでは確認できていないのですけれども、あくまでも世帯収入として全体が増えたということが要因となっております。

以上です。

（藤村）そうしましたら、過去1年間というか、どの程度の人が何人新規で入って、何人退去というのかな、そういうのは特に調べてはいないということによろしいのでしょうか。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）こちらは、今、市のほうで管理している8団地の、入居停止をしている団地も含めての入居者数の推移というか、令和6年度と令和7年度の比較になるのですけれども、令和6年度につきましては、入居されている人数、こちらが405名、令和7年度については、入居されている方の人数は414名という状況になっております。（P.22 発言訂正あり）

以上です。

（藤村）続きまして、歳入の46ページの5目土木費国庫補助金なのですが、この土木費国庫補助金が前年度と比較して2,000万円超増加しておりますが、これは事業規模の拡大であるのか、また新たに国庫補助対象事業として何か採択された事業があるのか、また補助率の引上げによるものなのか、これを伺います。

（道路課長）ただいまの質問につきましては、道路課の補助事業の要因が大きいので、道路課より答弁させていただきます。

5目土木費国庫補助金の2節道路橋りょう費補助金について、令和7年度の7,016万円に対し、令和8年度は1億1,704万円と、前年度に比べて4,700万円の増となっております。これは、道路メンテナンス事業補助金の橋りょう維持費が前年度に比べ約4,100万円増となったこととなります。これは、令和8年度に郷地橋の改修工事を計画していることによります。

また、3節の都市計画費補助金については、令和7年度の1億6,440万円に対して、令和8年度は1億3,845万円と、約2,600万円の減額となっております。この主な理由としましては、荒川左岸通線整備事業、三谷橋大間線3期工事の整備事業、駅南通線整備事業の事業費が前年度より少ないことによります。これらの事業につきましては、令和7年度に引き続き、物件調査や物件補償、用地購入などを計画しておりますが、対象

となる用地や物件が、物件によって補償費や用地購入費が変動するため、予算においても増減が生じるということになります。

以上です。

（藤村）これは、社会資本整備総合交付金ですとか、ほかの補助金もいろいろ、国からの補助金も利用してのことなのでしょうけれども、またこれは8年の年度末というか、そのときに調整とかされるのですか。その場合は、多分、交付額とか補助金額が変わってきてしまうと思うのですけれども、そうなった場合って、この事業というのはどうなるのでしょうか。

（道路課長）要望した額に対して、昨日も答弁の中であったと思うのですけれども、国の補助金の内示額が要望額に対して少なかった場合、それに対しては事業組替えによって事業の進捗は進めていくのですが、計画したとおりにならない可能性もあります。それにつきましても、また翌年度に持ち越したりとか、その組合せをうまく使いながら事業を行っていきたいと考えております。

以上です。

（藤村）ちょっと心配しているのは、例えば補助金が減ってしまったということで、郷地橋の工事がストップしてしまったとか、それに対して、通行するのに何か影響があるとか、そういうことは別になんかということではよろしいですか。

（道路課長）通行できなくなるということはありません。ただ、補助金の内容によって、追加の要望にまた手を挙げて追加要望するとか、その辺の動きは生じる可能性はございます。

以上です。

（藤村）続きまして、歳出のほうなのですけれども、歳出が238ページの都市計画課の緑化推進事業についてなのですけれども、緑化推進事業の、これ特定財源のその他106万5,000円が入っているのですけれども、この特定財源というの、その内訳をまず教えてください。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

特定財源のその他の内訳ですが、緑の募金緑化事業交付金を充当しております。これは埼玉県緑化推進委員会からの交付金で、内訳は前年度の緑の家庭募金の2分の1相当額96万5,000円及び緑の募金に参加した自治体に対する緑の募金緑化事業交付金10万円となります。

以上です。

（藤村）この事業を推進するに当たりまして、1人当たりの都市公園の敷地面積というのはどうなっていますでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）昨日もご説明させていただきましたが、都市公園法施行令第1条に定められています市民1人当たりの公園敷地面積は、都市計画区域では10平方メートル以上とされておりまして、令和8年1月現在、鴻巣市における都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積は7.63平方メートルとなっております。

以上です。

（藤村）続きまして、268ページになります。268ページの7目農業集落排水費についてなのですが、これは経營業務課になります。農業集落排水事業会計助成金につきまして、また前年度より300万円減っているのですが、これは負担金、補助金、どちらが減っているのか、またはそれとも両方なのか、まず伺います。

（経營業務課長）藤村委員のご質問にお答えいたします。

まず、こちらの予算額のほうですけれども、まず負担金のほうにつきましては、令和7年度と比較いたしまして400万円程度の減少となっております。また、補助金のほうにつきましては100万円程度の増となっております。

以上でございます。

（藤村）この配分というかがちょっとよく分からないのですけれども、負担金が400万円下がって、補助金が100万上がっているというのはどういう意味なのでしょう。よく分からないのですけれども、すみません。

（経營業務課長）まず、こちらの助成事業の中で、負担金と補助金の算出についてなのですが、まず負担金のほうにつきましては、一般

会計から負担をすべき費用というところで、毎年度、一定の基準に基づきまして算定をしております。その結果、こちらのいわゆる繰出基準というもののなのですけれども、そちらのところが減少いたしまして、結果として来年度は5,492万2,000円の計上という形になってございます。一方、基準外、いわゆる補助金の部分につきましては、全体的な農業集落排水事業の事業費の維持管理費の総額から、使用料収入、またそれ以外の負担金の金額等、収入総額が固まってくるわけなのですけれども、その差引きをもちまして、要は収支均衡が図られるために収支不足を補うための費用として、財政部局のほうと調整をして定めておりますので、結果として負担金のほうが減少になる一方、やはりそこは最終的なバランスを取るために、来年度の農業集落排水事業の事業費の総額から勘案しまして、結果として補助金のほうにつきましては約100万円増額となったということになってございます。

以上です。

（藤村）毎年大体このくらいの金額は減っていくのでしょうか。

（経營業務課長）こちらの今後の全体的な助成事業の見込みということによろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（経營業務課長）こちらにつきましては、一定程度、およそなのですけれども、今現状、来年度、次年度の予算が8,200万ということなのですけれども、一定程度同じ、同様の状況で推移していくというふうに、こちらのほうでは考えております。

以上です。

（藤村）毎年こんな感じで補助金とか負担金が減っていくということになると、それを利用する市民の方に影響ってあるのですか、排水事業を運営する上で。

（経營業務課長）実際こちらの助成事業、この金額の増減によって市民の方への影響があるのかということですが、そちらについては市民の方に対する影響というのはないというふうに考えております。

以上です。

(藤村) 続きまして、288ページになります。288ページの道路改修事業について伺います。

まず、改修箇所につきまして資料を頂きまして、誠にありがとうございました。この改修事業についてなのですけれども、来年度22路線を予定しているということなのですけれども、この優先度の高い道路が選定されたと考えますが、選定されなかった路線というのは、逆に何路線あるのかなというふうに思うのですけれども、まずはその辺を伺います。

(道路課長) 本年度の評価検討委員会において、早めに整備が必要なものとしたA評価については35件ありました。そのうちの、令和8年度は22件を行う予定としておりますが、その中でもさらに優先度を絞って、35件の中でもその上位、優先度を絞った中を優先的に行って、残りにつきましては入札における請負残や状況を見て、なるべく早急に対応できるように考えております。

以上です。

(藤村) 評価検討委員会なのですけれども、その評価検討委員会のメンバーというのはどういう方で、何人ぐらいいらっしゃるのか、ちょっと参考に伺いたいのですけれども。

(道路課長) 道路評価検討委員会のメンバーにつきまして、総合政策課長、農政課長、都市計画課長、学校支援課長、自治振興課長、保育課長、障がい福祉課長、吹上支所副支所長、川里支所副支所長の9名となっております。

以上です。

(藤村) ほとんど役所の方が委員会のメンバーに入っているということなのですけれども、これ一般市民からとか、そういう公募というとか、そういうのはされていないのですか。

(道路課長) この委員会の中では、特に市民といった第三者は入っておりません。

以上です。

(藤村) それは、理由か何かありますか。

(道路課長) 特にこれといった理由ではありませんが、評価検討委員会

の要綱の中での取決めということで、そのメンバーで行っております。  
以上です。

（藤村）財政面でちょっと質問なのですが、道路改修事業が一般財源で1億1,520万計上されているのですけれども、それ数字を見るだけで一般財源でこれだけ使ってしまうと何か大変だなと思って、何か道路の改正に当たって国や県の補助金というのはないものなのですか。例えば社会資本整備とか、そういうものがあれば、それで対応できるのであれば、したほうがいいのかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになってますか。

（道路課長）道路改修事業における改修工事に対しての国の補助金といったメニューは、今ございません。  
以上です。

（藤村）続きまして、幹線道路等整備事業について伺います。  
この幹線道路等整備事業では3路線を今予定しているということなのですけれども、その3路線を選定した理由について伺います。

（道路課長）幹線道路等整備事業につきましては、舗装の個別施設計画に基づき事業を展開しております。今回の3路線につきましては、今年度も含めた継続事業を中心に選定をしております。  
以上です。

（藤村）幹線道路等整備事業だけ、なぜか地方債の道路整備事業債がついているのですけれども、これはどういう理由でついているのでしょうか。

（道路課長）舗装の個別施設計画、長寿命化に対して予防保全ということを含めた長寿命化計画を策定しました。それが舗装の個別施設計画になるのですけれども、そういった計画を基に事業を行っていることから、地方債を充てられるような内容となっております。  
以上です。

（藤村）その事業債なのですけれども、事業債が3,200万円で一般財源が3,420万円ということなのですけれども、この配分というののはどのようになっているのか伺います。

(道路課長) 幹線道路整備事業につきましては、事業の9割程度が起債を、地方債を充てている、活用できる内容となっています。残りの1割が市の一財という内容になっています。(P.22 発言訂正あり)  
以上です。

(藤村) 続きまして、同じく道路維持補修事業なのですが、これは8年度、ではどこを直すかという、そういう計画は多分つきづらいのかなと思いますし、随時市民からの要望で来るのかなと思うのですが、その中で12節の委託料の中で道路維持・補修業務委託料7,600万が計上されているのですが、計画がない中での7,600万円の計上というのがどういうふうに、どういう根拠があるのかなと。

(道路課長) 7,600万円の事業に対してですが、これにつきましては、市民から多く寄せられる要望または苦情、依頼など、それにいち早く対応するために市内を6工区に分けて、6工区に単価契約を結んで、業者でいち早く対応できるようにと予算計上して、毎年対応しております。  
以上です。

(藤村) 続きまして、209ページ、3目の道路新設改良費の中の、道路改良事業の14節の道路改良工事について伺います。  
道路改良事業では、令和8年度が15路線を予定しているということなのですが、その優先理由と、要望があったけれども、もう改良に至っていないという場所がどのくらいあったのか、それをちょっと伺います。

(道路課長) 優先理由につきましては、先ほどと同じ評価検討委員会に諮って優先順位を決定しております。事業に至らないような優先度の低いものにつきましては、これも昨日ちょっと答弁させていただきましたけれども、事業に至らないものにつきましては、要望者に対して丁寧な説明をして、その辺のご了解をいただいております。また、年数がたつにつれて加点要素というのがありまして、それによって得点が変わることによって、また順位が上がっていくということもありますので、ちょっと長い目で見ていただいて、その要望に対して事業ができるところもあります。

以上です。

（藤村）続きまして、市道 A—1004号線整備事業についてなのですが、これは箕田南交差点から川里方面に向かう道路であると認識しているのですが、というか、あそこの辺って交通量が激しいといただきますか、危険ではないのでしょうかけれども、そういう中で工事をして、渋滞もするところなので、渋滞ですとかそういう、どうなのかなというふうに思っているのですが、

（道路課長）市道 A—1004号線の事業につきましては、その目的が、先ほど申し上げました箕田南交差点、あの周辺の交通の滞留の緩和を目的として事業を行っております。今年度につきましては、交差点付近の右折帯の設置、歩道の整備などを行い、歩行者の安全、それと渋滞の緩和に資する事業として今年度予定しております。（P.22 発言訂正あり）渋滞の解消の一因にはなると考えております。

以上です。

（藤村）工期はいつから始まりますか。

（道路課長）まず、今年度、繰越しによって歩道の整備を行うところが、現在未契約繰越しで準備を進めているところでございます。来年度、令和8年度の交差点付近の工事としましては、やはり国の交付決定が届いてからその内容を精査し、発注の事務手続を行いますので、年度中頃かそれ以降ぐらいの発注になるのではないかなと考えております。

以上です。

（藤村）財源の関係なのですが、この市道 A—1004号線について、国から地域未来交付金が3,300万、そして地方債で道路整備事業債が2,430万で、一般財源が902万5,000円を追加計上されているのですが、これもまた配分理由について伺いたいと思います。

（道路課長）配分についてなのですが、まず地域未来交付金につきましては、市道 A—1004号線につきましては、今年度までは社会資本整備総合交付金のほうで、採択を受けた事業として、補助金の申請を行っていました。

ただ、近年、内示が低迷している中、何かよいメニューはないかという

ことでいろいろ探して、今回その地域未来交付金といった補助メニューのほうに切り替えて、まだ採択には至っておりませんが、そこに対して補助申請を行っているところでございます。補助の補助率としては、社会資本整備総合交付金のほうは50%、地域未来交付金につきましては55%と、若干ですけれどもも有利な内容となっていることから、そちらのほうで切り替えて、今採択に向けた準備を行っているところでございます。

以上です。

（藤村）今後、地域未来交付金、採択にまだ至っていないということなのですけれども、もし採択に至らなかつたらどうなるのでしょうか。事業がストップしてしまうとか、そういう可能性もあるわけですか。

（道路課長）採択に至らなかつた場合につきましてはですが、社会資本整備総合交付金、今までそちらのほうで採択を受けて事業を行っていました。そちらのほうにつきましても、今市道A-1004号線につきましては地域未来交付金のほうで採択の準備をしている一方で、社会資本整備総合交付金のほうにも、一応事業としては残してあります。なので、社会資本整備総合交付金の追加要望があつた場合に、そちらのほうで今度手を挙げて追加の申請を行い、事業進捗に向けていきたいと考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、292ページ、河川総務費の関係の中で、道路課の水路改修事業なのですけれども、これ前任者も多分質問されたかと思うのですけれども、確認の意味で、水路改修箇所と、あとどのような改修を予定しているのか伺います。

（道路課副参事）お答えいたします。

水路改修工事といたしまして4か所を計画しております。吹上富士見地内につきましては、水路の水路敷間詰めコンクリート打設、糠田地内では蓋かけ、あと生出塚・ひばり野地内では水路敷間詰めコンクリートの打設、箕田地内で水道敷間詰めコンクリート打設となっております。

以上です。

(藤村) 続きまして、294ページ、都市計画総務費なのですけれども、都市計画総務費が前年度と比較して4,964万6,000円の増加、かなり額高いかな、大きい額かなと思うのですけれども、その理由について伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。増額している要因は、都市計画課のほうが必要となりますので、都市計画課のほうでお答えいたします。

大きな要因としますと、まず1点目が職員課のほうで計上しております人件費の増と、もう一つは都市計画決定変更事業の都市計画基礎調査及び都市計画基礎図修正等業務委託料で、こちらは令和8年度に業務を予定しているため、増額となっております。

以上です。

(藤村) 人件費が上がっているということなのですけれども、ということは8年度は、人の数も増える、職員の数も増えるということで理解してよろしいのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) こちらは、人事の関係につきましては今分からないので、ちょっとお答えできない状態になります。

以上です。

(藤村) この事業を遂行するに当たって人が足りなくなるとか、そういうことはないですか。従業員については、職員については、今年度と同じ数で大丈夫なのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 毎年人事につきましては、職員課とヒア等を行っているのですけれども、やはり事業をたくさん抱えておりますので、増員要望はしております。

以上です。

(藤村) 12節の委託料の中で、先ほども話されましたけれども、都市計画基礎調査及び都市計画基本図修正等業務委託であるのですけれども、これ市民目線からした場合、ちょっと分かりづらいかなと思うのですけれども、これちょっと簡単に説明いただきたいのですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 説明さ

させていただきます。

都市計画基礎調査とは、都市計画法第6条で都市計画区域について、おおむね5年ごとに、人口規模、土地利用、交通量等の状況及び将来の見通しを把握し、県内の都市化の動向等を明らかにし、都市計画に関する基礎資料を得ることを目的としている業務となります。

もう一つの都市計画基本図修正業務は、道路、河川、建物などの基礎的な地物のみを表示した、基礎的な地図となる都市計画基本図、いわゆる白図について、現在現況と乖離が大きい市街化区域を、道路や建物など現地調査し、最新の情報に更新するものとなります。

以上です。

（藤村）これは別に毎年やるわけではないのですよね。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）先ほど申したとおり、都市計画基礎調査についてはおおむね5年ごとになっておりまして、もう一つの基本図の修正等につきましては、理想は5年から10年の間でやればいいのですけれども、予算の都合もありますので、必要に応じてというかになってきます。

以上です。

（藤村）地域で考えたら、これ全域でやるわけですか。それとも、必要な箇所だけ。2,400万円って結構高額な委託料かなと思うのですけれども、どこまでやるのかなというふうに思ったのですけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）基本図の修正については、市街化区域です。区域内のところを修正する業務となっております。

以上です。

（藤村）続きまして、296ページ、街路事業費なののですけれども、これは逆に6,911万7,000円減となっているのですけれども、その主な要因について伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）まず、都市計画部についてご説明させていただきます。

まず、減になった理由としますと、滝馬室地区地区施設道路整備事業…

…令和7年度は地区施設道路整備に伴う道路用地購入費や物件移転補償料を計上しましたが、令和8年度は電柱移設するための物件移転補償料のみを計上したためとなっております。また、鴻巣駅東口エレベーター整備事業では、委託費として令和7年度はエレベーター実施設計業務委託料を計上したのですけれども、令和8年度は工事に関わる工事監理委託料を計上しておりますので、そこが減額の理由となっております。以上です。

(道路課長)道路課のほうの予算の分について説明させていただきます。街路事業費の前年度比、約6,911万7,000円の分の道路課の分の主な要因としましては、三谷橋大間線3期工事の整備事業について、令和8年度予算額2億1,944万5,000円に対し、前年度予算が2億9,666万6,000円と、約7,700万円の減となっていることが要因となります。その理由としましては、これらの事業が用地買収などを計画している該当する土地の面積や物件の状況により、費用が大きく変動することになります。令和8年度は、対象となる土地の面積や物件が令和7年度に比べて少なかったことから、予算額の減額ということになります。以上です。

(藤村)続きまして、298ページ、鴻巣駅東口エレベーター整備事業についてなのですけれども、整備事業は継続費として計上されておるのですけれども、8年度は具体的にどこまで工事をされているのか。また、いつ頃から始まるのか。それと、あそこを工事すると、何か囲いますよね。安全対策についてちょっと伺いたいののですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

まず、令和8年度の工事予定につきますと、仮設工とか土工事、あと基礎のくい工事を予定しております。

続きまして、いつ頃からということになるのですけれども、今現在業務委託のほうを繰越しさせていただいております。その業務が終わり次第、工事の発注に向けた手続等を進めていきますので、ちょっと時期的ないつというのはなかなかお答えができない状況となっております。

あと、工事中の安全対策となるのですけれども、昨日も回答させていただいたのですけれども、工事場所については、工事関係者以外の方は立ち入らないように囲いをしますけれども、その代わりに、一部広場等が通れないことも想定されますので、そこは仮設歩行者用の道路を造りまして、利用者等に影響がないような形で、また安全に配慮した形で工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

（藤村）財源について伺いたいのですけれども、これは国の都市構造再編集中支援事業補助金が600万円と、地方債、鴻巣駅東口エレベーター整備事業債が540万円、一般財源が252万6,000円ですけれども、まずこの配分について伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）都市集中支援事業としまして600万円、補助申請をしておりますので、そちらと、あとは地方債として540万円。あと、一般財源、市の単費なのですけれども、そちらのほうが252万6,000円という形であります。

（配分率の理由の声あり）

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）配分率……まず、都市構造再編集中支援事業の補助金につきましては、対象事業費の2分の1となっております。こちらのほうは、立地適正化計画に沿った形での、事業での交付の費用となっております。

以上です。

（藤村）ちょっと理解できないのですけれども、地方債の鴻巣駅東口エレベーター整備事業債というのはどういうものなのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）補助の対象に対する、言い方はあれですけれども、裏負担というか……。

（都市建設部長）ただいまの質問につきましては、私よりお答えをさせていただきます。

一般的に国庫補助事業を執行する際に、補助はおおむね2分の1、中には55%というものもございますが、今回は2分の1。その補助額の対象のおおむね9割、これが起債の対象ということで、財政部局のほうで検

討し、充てております。ですから、今回おおむね9割程度が起債。残ったものが一般財源という形の財政フレームの中で執行というふうに捉えております。

以上でございます。

（藤村）続きまして、同じページで、荒川左岸通線整備事業と三谷橋大間線整備事業、また次のページの駅南通線整備事業について伺います。それぞれ委託料の物件調査委託料についてなのですが、この物件調査について、各路線の物件調査の対象件数はどの程度あるのか伺います。

（道路課副参事）お答えいたします。

物件調査の対象件数といたしまして、荒川左岸通線は46件、駅南通線については17件、三谷橋大間線につきましては23件となっております。

以上です。

（藤村）続きまして、302ページの公園維持管理事業について伺います。計上の数字を見た場合、高熱水……

（道路課副参事）先ほどの対象件数につきましては、全体の件数となります。

すみません。申し訳ございません。

（藤村）続きまして、次のページの公園維持管理事業について伺います。ここ数字を見てみますと、需用費の光熱水費が874万7,000円ということで、結構電気代とかそういうのを使っているなという感じがあるのですが、例えば電気はLED化にするですとか、そういった経費削減というのは考えていらっしゃるのかどうかという質問なのですが、

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

LED化につきましては、公園等につきましては、修繕の際にLEDの電球等へ交換しておりますので、そういうところで軽減をしていくとなります。

以上です。

(藤村) これ全公園ですか。もう順次取り替えていくような感じになるのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委員のおっしゃるとおり、全公園を対象にしまして、その中で電球が切れたりとか交換が必要なところに対しましてLED化していくという考えであります。

以上です。

(藤村) 次、12節の除草委託料なのですからけれども、これは市内全公園が対象としてのこの2,800万ということなののでしょうか。ちょっとこの辺も決して安くない、小さい数字ではないので、どの程度の除草を予定しているのかなということなのですからけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) こちらのほうにつきましては、除草につきましては、まずシルバー人材センターさんへの業務委託として、鴻巣地域の36都市公園と緑地。そのほかに民間の業務委託として、赤見台緑地とか水辺公園とか、箕田地区産業団地公園などの指定管理都市公園以外の市内の公園を対象としております。

以上です。

(藤村) 続きまして304ページ、になります。304ページの(仮称)北新宿近隣公園整備事業についてなのですからけれども、私隣に住んでいまして、よくそこを通るのですけれども、周りに貯水池があつて、真ん中に多分公園を造られると思うのですけれども、一体何が目的でそこに公園を造るのかなというふうにちょっと考えてしまうのですけれども、最初取りあえず目的をちょっと聞かせてください。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

公園整備の主たる目的としましては、昨日もお話ししたかと思うのですけれども、整備コンセプトとして北新宿区画整理事業地内の全ての住民の方を対象として、特に若い世代や子ども連れの方を対象として、そこに住んでいただいた方に、公園をいつでも誰でも幅広い世代が利用できる

る公園として整備したいという考えが目的となっております。

以上です。

（藤村）財源見ますと、1億8,400万円、事業債がここに入っているのですけれども、考えた場合、例えば目的が子どものためであれば、子どもに関係する交付金ですとか補助金があってもいいのかなと思いますし、周りに貯水池があるのだったら、水害に対する補助金も何かあってもいいのかなと思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）この事業の主とするものが公園整備事業ということの整備となりますので、まずは公園事業に対する補助金のほうになるのですけれども、そちらのほうにつきましては、通常、社会資本総合交付金のほうで公園の整備という補助金はメニューはあるのですけれども、今回のこの北新宿近隣公園につきましては、その要件にちょっと合わないことから、活用できないという状況になっております。

以上です。

（藤村）合わないというのはどういうことですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

交付要件というのがございまして、事業費だったり面積だというのがありまして、面積のほうは2ヘクタール以上の公園が対象となっております。ただ、今回の近隣公園につきましては約1ヘクタールというところになりますので、ちょっと対象外ということになっております。

以上です。

（藤村）ほかの部署になってしまうと思うのですけれども、例えば公園って子どもが遊ぶためとか、子どもとか親が遊ぶようなというイメージがあるのですけれども、そうすると子育て支援関係の何かあるのかなと思うのですけれども、その辺はほかの部署とかどうなのでしょう。ほかの部署に聞いたほうがいいかなと思うのですけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）ちょっとその部分にはあれなのですけれども、今回この整備に当たりましてイ

ンクルーシブ遊具を整備いたしますので、それに対しての助成金というのがございます。一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業というのがございまして、そちらのほうの助成金を今活用しようかと考えておりまして、今申請中でございます。

以上です。

（藤村）続きまして、308ページ、これは経營業務課になるのですけれども、公共下水道事業会計助成事業について伺います。

これも負担金、公共下水道事業会計負担金と補助金がそれぞれ計上されておりまして、合計で8億200万円なのですけれども、負担金につきましては一般会計が負担すべき経費ということだと認識しておるのですけれども、市民から見ると、何に使われているのか、そういう市民目線から言ったらちょっと見えにくいのかなと思います。実際具体的にどういうことに使われているのか伺います。

（経營業務課長）お答えいたします。

助成事業の中の、この負担金の内容についてということによろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（経營業務課長）承知いたしました。

まず、こちらの負担金のほうの主な内容につきましては、まずは雨水の処理に要する費用というものが、まずこの負担金の中に入っております。あとは、それ以外にも、分流式下水道に要する経費といたしまして、費用がかなり下水道事業は高額な費用負担が、財源の投資がございまして、そちらの関係、そういったものの一部一般会計が負担するというものの費用に要する負担分というところ、あとは人件費等、そういったものに主なものとしては充当してございます。

以上でございます。

（藤村）それから、補助金なのですけれども、補助金については多分、私は主に赤字補填ですとか、あとは企業債など返済に充てるのかなというふうにはあるのですけれども、これってそういう理解でよろしいのでしょうか。

(経營業務課長) こちらの補助金のほうにつきましては、収支不足の負担、補填というところで算定をしております、主な内容、こういったものに充てているのかというものにつきましては、維持管理費用、あとは減価償却費など、そういった費用的な部分、そういったものの補填に充てるためにというところで、こちらの補助金のほうは充当しております。

以上です。

(藤村) 全部が一般財源 8 億 200 万円を計上されているのですけれども、この 8 億 200 万円の額って今後どうなっていくのでしょうかねという質問なのですけれども。

(経營業務課長) まず、こちらの 8 億 200 万円、今後どうなっていくのかというところのお話でございますけれども、負担金の部分につきましては、一般会計からの繰り出し基準に基づく経費として算定のほうをしておりますので、こちらのほうにつきましては、今後のところも同様の算定方法をもちまして、こちらが費用を計上いたしまして、今後はただいでいくような形となっております。

一方、補助金のほうにつきましては、こちらのほうは、実際使用料の適正化に向けた審議会のほうを今年度開催をしていたところでございまして、その中の目的といたしまして、こういったところの補助金の部分を今後は解消して、独立採算に向けていくという考えで、そういったところで審議会で審議をしてきたところでございますので、そういったところに、こちらの補助金の部分につきましては、今後そういったところで使用料の適正化という部分をもちまして、今後またそのところにつきましては検討されていくところかなというふうに考えております。

以上です。

(藤村) 最後になります。312 ページ、市営住宅施設維持管理事業についてなのですけれども、これ財源についてちょっと質問なのですけれども、県支出金でネイチャーポジティブ推進事業補助金というのがあるのでございますけれども、この補助金って、私が考えるには、生物多様性の損失を止めて、回復を促進する取組を行う自治体に対しての補助する制度と認識し

ているのですけれども、それはそういう認識でよろしいのかということ  
をまずお聞きします。

(都市建設部参事兼建築住宅課長)こちらの県の支出金につきましては、  
副委員長のおっしゃるとおり、埼玉県のネイチャーポジティブ推進事業  
の補助対象ということで計上させていただいているもので、この事業に  
つきましては……目的という部分……

(取りあえず認識していいということです  
ねの声あり)

(都市建設部副部長)この事業につきましては、クビアカツヤカミキリ  
の対策として、県からの補助金となっております。これは、環境課さん  
のほうで県とのやり取りをしまして、一括して環境課の窓口におい  
て、鴻巣市内におけるクビアカツヤカミキリ対策の事業の一環として、  
都市建設部におきましては建築住宅さんが抱える市営住宅敷地内にある  
クビアカツヤカミキリの被害における対策に講じる費用が補助の一部と  
して計上されているということになっています。

(藤村)そうすると、私が認識している生物多様性ということではない  
のですか。

(都市建設部副部長)目的としては、今回の補助金として計上されてい  
る使用目的としましては、あくまでクビアカツヤカミキリ対策としての  
経費として計上させていただいているものというところとなっております。

(藤村)県の支出金が19万2,000円とちょっと少ない、少ないとはあれで  
すけれども、19万2,000円でクビアカツヤカミキリが駆除できるのかなと  
いうふうにふと今思ったのですけれども、どうなのでしょう。

(都市建設部副部長)あくまで、駆除の目的もそうなのですが、既存の  
市営住宅の敷地にあるいわゆるソメイヨシノ、桜の木、こちらの再生並  
びに駆除等を目的としているもので、間違いなく駆除ができるものにな  
ればいいのですが、そこに到達できるような対策の一つとして保全を目  
的で行うこととなっておりますので、そのような意図で使わせていただ  
くこととなっております。

以上です。

（道路課長）すみません。発言の訂正をお願いします。

先ほどの幹線道路整備事業につきまして、地方債の活用について説明をしたのですが、補足なのですけれども、あくまでも地方債を充てられるのは舗装の部分に充てられるということで、その下の砂利層の、昨日説明にもありました、砂利層を強化するものにつきまして、グレードアップ分につきましては適用となりません。

あと、もう一つ、市道 A-1004号線の事業の状況なのですけれども、今年度予定しているものにつきましては、繰越しをさせていただいて、来年度早々に手続きをかけていきたいと今考えております。来年度分につきましては、箕田南交差点と接続した隅切り部分と、バイク屋と床屋さんの前の歩道の整備、右折帯の設置、それらを含めた改良工事を行う予定となっております。

以上です。

（道路課副参事）発言の訂正をお願いいたします。

先ほど藤村委員の質問の中で、私が物件調査の件数につきまして、全体で答えましたけれども、令和8年度の物件調査の件数といたしましては、荒川左岸通り線につきましては16件、三谷橋駅南通線につきましては17件、三谷橋大間線につきましては、単価の入替えて4件を計画しております。

以上です。大変申し訳ございませんでした。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）すみません。発言の訂正をお願いいたします。

32ページの住宅使用料のところの、藤村副委員長からの質問の中で、住宅の入居者の推移ということで、令和6年度、令和7年度の人件をお話しさせていただいたのですけれども、この人件につきましては、令和6年度については、年度末時点の人件です。また、令和7年度については、令和8年1月1日時点の人件となりますので、おわびして訂正のほうをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

(委員長) 発言の訂正については、ご了承願います。  
なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。  
ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。  
これより討論を求めます。  
初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。採決は挙手で行います。  
議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。  
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時03分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(経營業務課長) 発言の訂正をお願いいたします。  
先ほどの藤村副委員長のご質問の中で、一般会計の268ページ、269ページ、農業集落排水事業の助成事業でございますけれども、その中で、市民への影響はないのかというご質問がございまして、先ほど私、影響はございませんというふうに答弁をいたしました。正しくは、仮に助成事業が8,200万円で推移したとしても、今後使用料収入の減少が見込まれ

ることや、また維持管理費用などにつきましても増加をすることが現時点で予想はされるため、市民の方への影響がないとは言い切れないというふうに考えております。このように発言をおわびの上、訂正のほうをお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正については、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

次に、議案第33号 令和8年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（中西）それでは、議案第33号について質問させていただきます。

今ほど令和7年度見込みだと総事業進捗率が82%というところなのですが、令和8年度はどの部分を事業を予定しているかと、あと進捗率がそれによってどうなるのかというのを教えていただければと思います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。

令和8年度の予定箇所につきましては、道路築造工事としまして5件の道路整備を予定しております。

また、物件移転補償費につきましては、JR高崎線の南側で17件を予定しております。今後インフラ整備の進捗状況を踏まえながら、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

なお、令和8年度後の進捗率ということによろしいですか。今現在の令和7年度の見込み値としましては、約82%ということになっております。この見込み値どおりに推移して、令和8年度この予算で執行した場合に、令和8年度の見込み進捗率としましては、約88%を見込んでおります。以上となります。

（中西）計画人口のほうは5,000人とのことなのですが、8年度では、その予定としてはどんな人口予想をされているかというか、その辺をお伺いできればと思います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。  
計画人口につきましては、計画人口5,000人に対しまして、令和8年1月1日現在、2,251人となっております。あとはいいですか。

(何事か声あり)

それでは、お答えします。

現在北新宿第二土地区画整理事業につきましては、JR高崎線、特に高崎線の北側の区域、こちらにおきましては、土地利用の進捗に応じて段階的に居住のほうが進んでいる状況となっております。これらの進捗状況を踏まえますと、今後もそういった形で居住が進んでくると思われておりますが、現時点で推定する計画人口といたしますか、人口については、ちょっとお答えしかねますので、よろしくお願いたします。

(中西) 現在の保留地の売却状況についてお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。  
保留地の売却状況の進捗率としましては、北新宿第二土地区画整理事業全体としまして155画地の公売をする計画となっております。令和7年度につきましては、現在6画地、これは全て特別保留地となるのですが、特別保留地6画地の販売を行っております。令和7年度の6画地、現時点で入れますと、面積ベースでの処分率は約75.9%となっております。以上です。

(中西) 令和8年度では、保留地というのは特に出てこないということによろしいですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 令和8年度は、現在2画地の予算を見込んでおりますので、これがまだ販売できている状況ではございませんので、ちょっとパーセンテージにつきましては算出することができません。

以上です。

(中西) 今北新宿の土地区画整理、行田駅にも近い、場所的にユニクスもあって結構住みやすいところなのかなという感じがするのですが、ここを保留地として買っていく人たちの属性というのがもし分かれば、年代であるとか、どこから引っ越してくるのかとか、どんな目的で、

どんな仕事をしてみたいな、そういったデータがあればちょっとお教えいただければと思います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） それでは、お答えいたします。  
保留地の販売状況につきましては、過去5年の販売状況としましては、16件の販売実績がございました。こちらの年代別でいきますと、主に20代から30代のいわゆる子育て世代が中心となっております。また、転入元につきましては、市外からの転入が多い状況となっております。それと、目的は、こちらにつきましては、販売後の土地利用状況から見ますと、自己居住用住宅といった建設が中心となっております。  
以上です。

（中西） 最後に、総事業費が111億9,000万円というところなのですが、事業が令和15年まで続く中で近年の物価高の影響について、影響はないか、予算であるとか事業期間、そうしたものの影響は出てこないかというところをお伺いします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） お答えいたします。  
総事業費が111億9,000万円、事業期間としましては、令和15年度末までとしております。近年は、資材価格の高騰や人件費の上昇などにより、物件移転補償費や工事費の増加など厳しい状況が続いておりますが、残りの計画期間内において、主な財源であります国庫補助金を活用するとともに、効率的な事業執行を図りながら、計画的に事業を進めて、令和15年度末の事業完了を目指していきたいと考えております。  
以上です。

（古山） それでは、531ページの工事請負費のほうなのですが、こちら線路から北側でなく、荒川がある南側を重点的に工事をする予定なのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） お答えいたします。  
令和8年度の道路築造工事としましては、まず5件予定しております。そのうちJR高崎線の北側につきましては2件、南側につきましては3件を予定しております。  
以上です。

(古山) なぜこのような質問をするかというのと、線路から荒川寄りの道路近くにお住まいの方で、道路拡張のために塀ブロックを壊して、あの一帯オレンジの塀がずっと続いているのです。住民の方から、これ何とか早くしてくれないと、泥棒とかそういう侵入が怖いので、何とかならないかというお話がありました。南側のほうの工事が今年度行われるのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

古山委員がおっしゃっている路線がJR高崎線南側の元荒川沿いの道路だと思われまます。こちらにつきましては、来年度予算としまして、Q-11号線という道路、区画道路築造工事、こちらを現在予定しております。令和8年度予算の中で執行していきたいと考えております。

(古山) そのときに、今塀がない状態で、塀の、もし建てる場合、これは個人持ちなのですか。それとも、市持ちなのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。

まず、工事が終わりました、それから使用収益を開始をかけるまでは、市のほうでの仮設的な土留め、段差が生じた場合にはそういったようなものをしております。使用収益開始後、権利者の方へ使用収益が開始されますと、今度はそちらのほうで設置などをしていただくような形になります。

以上です。

(古山) それは新築の場合ですか。それとも、今現在住んでいる方の塀を壊した、その後の改修についてはどうなのでしょう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 今住んでいる方につきましては、まず物件などを移設していただくために補償費などを支払っておりますので、そういった補償の中で対応していただくようになるかと思えます。建物が建っていないようなところの土地とかで、段差などが生じた場合などにつきましては、そういった土留めなどの補償などをする状況によっては可能性もあるということです。

(茂利) ちょっと1つだけ質問させていただきます。

今お話があった工事が進むにつれて、以前から住んでいる方からいただ

いた話ではあったのですけれども、工事がずっと進んでいる中で、例えば粉じんだとか、そういったのが結構ひどいのですよという話があって、そういった対策についてはどのようにやっているか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）特に風の強い日などは、そういった粉じんなどが影響を及ぼす箇所があるということは聞いておりますが、特に工事車両などによって、またそういった粉じんなどが影響する場合もございまして、そういったときには工事関係者などを通じて散水をするような形も心がけております。あと、それ以外につきましては、なかなかちょっと全ての粉じんよけ対策というのはちょっと厳しい状況でありますので、適宜そういった情報などが来た場合には対応できる範囲でしていければと考えております。

以上です。

（藤村）それでは、議案第33号について、まず財政面の件からちょっと2点ほど質問なのですけれども、522ページの明細書を見て気になるころがあったので、そこでまず2点ほどちょっと質問させていただきます。まず、歳入のほうの繰入金が4,800万円、これが減になっているのですけれども、減になっていて、市債が9,490万円増加しているというふうになっているのですけれども、ぱっと見た場合、この財源構成が借入金に依存しているような感じに見えるのですけれども、これは大丈夫なのでしょうかということなのですけれども、それを伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

北新宿第二土地区画整理事業の財源としましては、国庫補助金、保留地売却収入、一般会計繰入金などの事業財源を基本として構成しております。この市債におきましては、国庫補助対象事業費を補填するために活用しているところです。本事業につきましては、まず可能な限り一般会計からの繰入れに依存することなく、保留地売却収入や国庫補助金等の事業財源を優先して事業を進めていく方針としております。その結果として、当該年度は一般会計繰入金を4,800万円減額する一方で、国庫補助金、こちらを8,438万9,000円増額し、これに不足する対象事業費について、この市債を9,490万充当した財源構成となっております。以上のこと

から、当該年度の財源構成につきましては、一般財源への負担を抑えつつ、国庫補助金を活用し、事業を推進するための適切な財政運営であるのかなと考えております。

以上です。

（藤村）そうしますと、市債が上がったということは、保留地売却の収入が減った理由によるということでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）当初予算編成をするに当たりまして、歳入における予算の中で保留地を決めていくのですが、その保留地の箇所数と、そういった国庫補助金など、そういったのを組み合わせながらやっておりますので、一概に保留地が減ったというわけではなくというような形で考えております。

（藤村）先ほども中西委員から質問したと思うのですがけれども、その答弁で理解はしたのですがけれども、保留地売却収入についてなのなのですが、8年度はかなり減ってしまっているのですが、これは開発の場所によって増えたり、減ったりと毎年波があるというふうに理解しているのか、波によっては市債の金額も変わってくるのかという理解でよろしいのか、それを伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

北新宿第二土地区画整理事業地内の中で、事業計画の中で保留地の場所というのが決まっているわけですが、その保留地を売るためにはまずインフラ整備を行い、さらに道路築造工事、こういったものを行っていかなくてははいけませんので、すぐにこの保留地が売れるということはなかなか難しい状況となっております。そういった中で、インフラ整備や道路築造工事を実施するためには社会資本整備などを活用して進めていております。それが進めていっている中で保留地が生み出せる場所が近づいたら、それを生み出しているということになりますので、保留地が毎年売れるかというわけでもないというのもそういった要因になっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第33号 令和8年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することの賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和8年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(中西) 議案第34号について質問させていただきます。

総事業進捗率が96%、これが令和7年度見込みということなのですからけれども、ほぼほぼ終わっているというところで、令和8年度についてはどういった事業内容なのか、簡単に教えていただければと思います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 広田中央特定土地区画整理事業につきましても、道路等の公共施設整備や宅地造成などの工事はおおむね完了しております。このため、現時点においてですけれども、工事としての未完了箇所はなく、事業の最終段階であります換地処分に向けた手

続を中心に事業を進めている状況です。令和8年度の予定箇所としましては、この換地処分の実施に向け、換地計画作成業務委託や換地処分業務委託などの業務を計画的に進めていく予定となっております。

以上です。

（中西）人口について、計画人口は1,500人というところで、去年この委員会で説明があったときには1,300人ぐらいだということをお聞きしていて、保留地も全部売却していますというところからすると、この人口というのはもう転入、転出とかで多少の前後、増減はあるにしても、今後大きく変わらないという、この理解でよろしいのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。計画人口が1,500人に対しまして、令和8年1月1日現在で1,367人となっております。これは、計画人口に対しまして、約9割の水準まで居住が進んでいる状況です。この広田の区画整理事業地内につきましては、公共施設や宅地造成工事などがおおむね完了し、良好な居住環境が形成されていることから、これまでは順調に人口定着が図られてきたのかと認識しております。今後予定している換地処分を契機に土地利用の確定や住宅建築の進展が見込まれることから、引き続き人口の定着、また居住して、人口が進んでいくのではないかと考えております。

以上です。

（中西）ちなみに、保留地を買った人たちの、北新宿と同じように、どんな人が購入しているのかとか、年代とか、どこに住んでいたのか、目的とか、仕事とか、そういう何かデータとかというのはありますでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）こちらにも北新宿と同様に過去5年間の販売実績がありまして、こちらが約19件の販売実績がございました。その中で、年代別でいきますと、やはり20代から30代の子育て世代、こちらを中心としつつ、また50代以上の方にもご購入いただいている状況です。幅広い年代層に選択されているような状況となっております。また、転入元につきましては、市内の購入と市外からの購入、こちらはおおむね半数ずつとなっております。購入目的につきましては、販売後

の、同じく土地利用状況から見ますと、自己居住用住宅の建築が中心となっております。それと、購入者の職業につきましては、ちょっと把握ができていないのですが、年代構成からも見ますと、そういった子育て世代を中心にご購入いただいているのではないかなと考えております。以上です。

（中西）最後に、総事業費35億1,000万円なのですが、事業は令和13年度までというところではあるのですが、先ほどの答弁だと工事はもう終わっているというところで、物価高とか予算の影響を受けるかどうかというところで、予算とか事業期間というところに影響はないのかなと思うのですが、その辺のちょっと確認をさせていただければと思います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

まず、事業期間につきましては、令和13年度までとしておりますが、これは昨年の令和7年11月に事業計画の変更を行っております。この変更は、換地処分の時期から清算金の分割徴収期間を含めて約5年間を見込むよう県から指導を受けたことによるものであります。そのようなことから、その期間を反映し、市事業完了年度を令和13年度末としました。また、近年の物価高の影響につきましては、本事業地内では道路などの公共施設がおおむね完了していることから、今後は換地処分や清算金の徴収など、いわゆる事務的な手続が中心となることから、現時点において物価高の高騰や事業費が事業期間に大きな影響を及ぼすことはないと考えております。

以上です。

（古山）555ページの記念碑設置工事とありますが、こちらどのような記念碑なのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、令和8年度に換地処分を予定していることから、審議会の委員の皆様からも要望があった中で竣工記念碑、石系のですか、そういった記念碑というものを事業地内に設置していきたいと考えております。

以上です。

(古山) ちなみに、その場所等は詳しくどこなのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 場所につきましては、現在未定となっております。これから審議会の委員さんなどを含めて設置場所を検討していきたいと考えております。

以上です。

(古山) そのサイズというのは、どのぐらいのものを考えているのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらもその材質や、あれによって想定されるのですけれども、大きさによってもちょっと変わってくるのですけれども、予定ではそんな大きな規模ではなく、1メートル前後のものを設置していきたいと考えております。

以上です。

(藤村) 553ページの広田中央特定土地区画整理事業について何点か伺います。

これももう工事が完了しているということですので、例えばこれは審議委員の委員の報酬は8年度で終わりということでもまず理解してよろしいのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては、工事自体は完了しているのですが、やはり換地処分に向けて、これから換地計画をまた公告していかななくてはいけないとか、そういった事務的な要素がございますので、そういった部分で審議会報酬のほうは8年度も入れております。今後また精算金などもありますので、必要に応じて報酬のほうを予算化することも考えられます。

以上です。

(藤村) ちなみに、この審議会委員のメンバーというのは、どういう方がなっているのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) お答えいたします。審議会の委員のメンバーにつきましては、権利者と学識経験者などから成っております。広田の審議委員さんにつきましては、すみません、ち

よっと人数については暫時休憩をお願いしたいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時01分)



(開議 午前 11時02分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

審議会の審議委員の人数につきましては、権利者の方が8名、学識経験者が2名、合計10名で構成されております。

以上です。

(藤村) その中で、学識経験者というのはどういう経験を有している方なのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 主に区画整理事業などに携わっております、そうした学識を持つ方を入れております。今回広田につきましては、県のOBであります方と市のOBの方を入れております。

以上です。

(藤村) 次のページの555ページの、これは21節の委託料ですか、委託料の調整池清掃業務委託料が300万ちょっと計上されているのですけれども、これは毎年やるものなのですか。それとも、何年間に1回という感じなのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらにつきましては、毎年実施しております。

以上です。

(藤村) その下の除草委託料も、これも毎年ということで理解してよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) こちらの除草委託につきましても、毎年実施しております。

すみません。こちらの除草委託で、ちょっと発言の訂正をお願いしたいのですが、最初の予算説明の中で、保留地や公園を含めた除草委託ということですが、令和8年度につきましては、保留地のほうが売却

されておりますので、公園を含めた除草委託料という形で発言のほうを訂正させていただければと思います。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正の申出にはご了承いただきます。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

（藤村）最後に、古山委員も質問したかと思うのですがけれども、記念碑設置工事、これ200万円、結構市民から見た目、市民目線だどちょっと高いのかなという感じはあるのですがけれども、これは設置しなくてはいけないものなのではないでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）こちらにつきましては、この広田の区画整理事業が平成9年ですか、から実施しておる事業となっております。そういったことから、審議委員さんの思い入れも強い事業でもありますので、やはり完了後にはそういった記念となるものを設置したいという要望の中で、今回このような形で入れております。

また、200万という規模なのですがけれども、ちょっと石の設置、そういった記念碑の設置としますと、なかなか規模的にはそんな大きな記念碑ではないということも踏まえた中で、予算規模的にも縮小した形で今回予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

（藤村）広田では、例えば記念碑を設置します、でも北新宿ではそういう話が出ないという場合には、では北新宿はやらない、北新宿の話に戻ってしまって申し訳ないのですがけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。広田でやって、北新宿でやらないというのもちょっとおかしい問題でもあってというふうに考えたのですがけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）こちらにつきましては、過去市のほうの施工しております滝馬室、こちらの土地区画整理事業についても、やはりそういったような記念碑というものは設置してございます。北新宿につきましては、まだ現在これからというところではございますので、なかなかそういった記念碑といったような、まだそういったご意見は出ていないのが実情です。また完了が近づくにして、そういった意見も出

てくるのではないかと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第34号 令和8年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

(休憩 午前11時07分)



(開議 午前11時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第36号 令和8年度鴻巣市水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(中西) それでは、議案第36号について質問させていただきます。

令和8年度予算参考資料によれば、収益的支出が10.3%増、資本的支出が21.8%減とのことなのですが、こちらの理由をお伺いします。

(水道課長) 中西委員のご質問についてお答えいたします。

まず、3条予算、収益的支出の10.3%増に関しましては、現在吹上4号井と吹上6号井を休止していることから、井戸からの取水量の見込み分、県水を増量しています。また、県水単価が令和8年4月より1立米当たり61.78円から1立米当たり74.74円と変更になったため、その費用分も見込んでおり、増となっております。

次に、4条予算、資本的支出の21.8%減に関しましては、配水管新設工事と配水管布設替工事を前倒しで発注したため、実施する工事本数は減っていないものの、予算としては前年度予算となっているため、減となっております。

以上です。

(中西) そうすると、資本的支出の21.8%減というのは、今年に限っては早くやったので、減ったのですという理解でよろしいですか。

(水道課長) 前年度の予算で3本工事発注しておりますので、今年度に限った予算とはなっております。

以上です。

(中西) では次に、2ページのテレメーター更新工事なのですが、こちら主要な事業の説明書では、令和8年度から10年度の継続事業ということで、総額を6億5,286万1,000円、内容的にはアナログ回線から光回線に切替えとのことなのですが、もう少し詳細を詳しくいただければと思います。

(水道課長) ご質問にお答えいたします。

本市では、各浄水場や井戸の稼働状況などの情報をN T T専用回線で伝送し、馬室浄水場で中央監視を行っていますが、このサービスが令和11年3月末に終了することから、回線を切り替える工事を工事期間令和8年から令和10年度までの継続費で実施いたします。N T Tからの通知は、令和5年の7月26日に来ているのですが、令和8年度に関しましては、交換機器の手配と工場製作を予定しています。主な工事内容、令

和9年度についても、交換機器の手配と工場の製作、令和10年度については、その製作が完了した後に設置工事や機能の増設などを行う予定としております。現在もアナログ回線を利用して馬室浄水場より遠隔監視及び操作を行っていますが、この回線が使えなくなるということで、デジタル回線に変更する工事が必要になってくるというところで、N T Tからの通知によりますと、N T Tの専用回線の設備の老朽化によりサービスを維持することが限界を迎えたため、新規受付やサービス提供を終了するとあることのほか、国土交通省電気通信施設設計要領には、通信方式はデジタル方式を原則とするということもありますので、この工事を行うことで、従来どおりの遠隔監視操作ができるというふうに考えております。

以上です。

(中西) そうすると、回線をアナログから光に替えるだけでなく、何か機械の更新みたいなのも必要だということになるのですか。

(水道課長) アナログ回線からデジタルに替えるということで、やはりどうしても機器のほうも交換が必要ということで、そういった機器の交換の手配をしたりとか、そういったところに時間を要するところもございます。

以上です。

(中西) 例えば、これはN T Tの光ではなくて、ほかの光回線というのも、何かそういったものも可能だったりするのですか、理論的には。

(水道課長) 一応N T T以外のところも選択肢の中にはございましたが、結果的にN T Tを選択している条件としては、遠隔操作を行うに当たり、回線が非常に安定していて、帯域の保障があるというところと、最低通信速度が確約されているサービスを選定する必要があるというところもございます。通信事業者として従来からの実績もあるというところで、本市の対象の機場が全てサービス提供エリアにあると。それと、あとは他の通信事業者でもV P Nサービスはございますが、一部機場がサービス提供エリア外になってしまうという、そういったことの中からN T Tの回線を今回は選んでおります。

以上です。

（中西）N T Tのほうから一方的というか、ちょっとサービスを終了しますという通知があったということなのですからけれども、何かN T Tから補償というのはないのですか。

（水道課長）特にN T Tからはございません。N T Tを選んでいるのは私どものほうなので、そういった補償というものはないということです。以上です。

（中西）次に、2ページの企業債2億6,000万円ですけれども、この利率というのはいかに決まっているのですか。

（経營業務課長）こちら令和8年度に借り入れる予定の企業債2億6,000万円を予定してございます。借入れの時期については、年度末を予定しておるところでございます。利率につきましては、ここに記載のあるとおり5%以内での借入れ条件としておりまして、参考で申しますと、直近で示されている公的資金の利率が今現状3.0%というふうに示されておりますので、令和8年度の借入れについても、同程度の利率になるのではないかとこのように見込んでおります。

以上です。

（中西）では、次に行きまして、27ページ、地域鴻巣市水道事業ビジョン策定業務委託料1億3,230万円なのですからけれども、こちら説明の中では、水道事業が直面する課題だとか、社会の変化に対応することから策定をするというところなのですからけれども、もう少し詳しい内容をいただければと思います。

（経營業務課長）まず、現行の水道事業ビジョンにつきましては、計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年間としております。今回、令和9年度でその計画期間が終了するために、令和10年度から令和19年度までの計画策定を行う内容となっております。こちらは、今後の10年間の水道事業の方向性を明確に位置づけまして、より健全で、安定的で、持続可能な水道事業として、将来へとつながる次期水道事業ビジョンを策定するために現在準備を進めているところでございます。こちらの本業務につきましては、令和8年度から令和9年度までの2か年の債務負

担行為を設定してございます。

(中西) そうすると、水道事業が直面する課題というのは、例えば人口減少とか、コンパクトシティーだとか、あと施設の老朽化とか、管の老朽化とか、そういったところを見据えて策定していくというようなイメージなのでしょうか。

(経營業務課長) 内容としましては、まずは今のビジョンにつきましてのまず現況把握をさせていただきまして、そういった内容の事業分析、評価であるとか、そういったところの課題抽出、そこの中には今中西委員がおっしゃったような人口減少であるとか、今後の施設の統廃合であるとか、そういったところも当然含まれております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 54 分)

————— ◇ —————

(開議 午後零時 58 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(古山) それでは、25ページの修繕費のところの給排水管修繕について、これはどこを予定しているのかお伺いします。

(水道課長) それでは、古山委員のご質問にお答えいたします。給水管及び配水管の修繕については、突発的な漏水等の修繕を対象とする予算であるため、具体的な場所の想定というのはございません。過去5年間の漏水件数等の平均を設定しており、給水管修繕が260件、それと配水管の修繕は20件をそれぞれ想定しております。

以上です。

(古山) 25ページ、修繕費の、この次の消火栓修繕、こちらはどの箇所を想定しているのか伺います。

(水道課長) お答えいたします。

消火栓の修繕は、消防の定期点検でボルトの腐食やバルブの操作の不具合などが見られた場合に消火活動に支障になるということで、それが生じないように危機管理課の依頼によって我々が修繕しております。令和

8年度は、消火栓修繕が22基の依頼を受けております。

以上です。

(古山) この消火栓は、耐用年数とかというのはあるのか伺います。

(水道課長) 一応配水管の附属の施設ということでは40年なのかなと思うのですが、いずれにしてもちょっと管轄が危機管理課になるのかなというところで、恐らく40年なのかなという答えになるかと思いません。

以上です。

(古山) 同じく25ページの路面復旧費の道路舗装復旧費、こちらについてちょっと詳細にお伺いいたします。

(水道課長) お答えいたします。

漏水修繕等に伴い、舗装を掘削した後の、その箇所の舗装の本復旧をする費用となります。漏水修繕のときは、取りあえず仮の復旧ということになりますので、後に沈下、しっかり押さえてから、その後に本復旧をいたしますので、その費用ということになります。令和8年度は、合計で1,600平方メートルを見込んでおります。

以上です。

(古山) それでは、33ページの車両購入費、給水車、こちら何台購入なのか伺います。

(水道課長) お答えいたします。

令和8年度に購入する給水車は、国庫補助金を充当して、1台購入することを予定しております。

以上です。

(古山) そうすると、1台当たり総額幾らなのですか、伺います。

(水道課長) 予算の2,325万円ということになります。

以上です。

(古山) これは、補助金を抜いた額ですか。それとも、入れた額になりますか、伺います。

(水道課副参事) 古山委員のご質問にお答えいたします。

先ほどの2,325万円は、車両全体の購入する予算額で、そのうち補助金は

4分の1充当されるという形になっておりまして、予算なので、少し多めにちょっと計上しているのですけれども、国のほうに概算要望、本要望という形で、事前にこういう計画があるというものを提示している中では、約430万円程度補助金がもらえるのではないかとということで、今国のほうにはかけ合っております。

以上でございます。

(古山) 今現在給水車、リース車も多分あると思うのですが、そうすると鴻巣市で2台確保するという形になりますでしょうか。

(水道課長) おっしゃるとおり、今1台ございまして、来年度これで購入すれば、2台ということになります。

以上です。

(古山) 購入するということは、やっぱりリース車よりもよいから購入するということでしょうか、伺います。

(水道課副参事) 答えさせていただきます。

今現在リースしている給水車の内容なのですけれども、平成26年度からリース契約を結んでおりまして、今年度までの12年間、2月契約なので、ちょっとずれがあるのですけれども、リース総額が今現在約2,200万となっております。今回ほぼ、給水車の大きさはちょっと若干小さいものを予定しているのですけれども、その額のうち4分の1補助が入れば、リースであれば車検が相手方でやっていただけるとか、そういうメリットもあるのですけれども、4分の1の費用をいただけるのであれば、今回については購入したほうが有利だろうと考えております。

以上でございます。

(古山) でなると、今後リース車をやめる可能性はあるということでしょうか。

(水道課副参事) 取りあえず今段階では1台増車ということで考えております。今後リースアップ、もう期間過ぎておりまして、月額で税込み12万1,000円が来年度の予算の予定になるのですけれども、ちょっと相手方のほうから程度の問題とかも出てくるかと思いますので、その際に改めてもう一台リースするのか、購入するのかとか、その時点でまた改め

て判断していきたいと思えます。

以上でございます。

(古山) では、鴻巣市では2台あるのが妥当、もしくはそれ以上あるほうがいいのか、その辺はどう考えているのか伺います。

(水道課副参事) お答えいたします。

台数については、多ければ多いほどいいのかなというのはあるのですが、使用頻度等を考えると、適切な台数というのが1台か、もしくは2台なのではないかなと考えております。今回、先ほどちょっと大きさが違うというお話しさせていただいたのですが、今若手職員の免許が、そういう今のリースしている給水車が乗れない免許の形になっておりまして、それも考慮してちょっと1台対応できる大きさを購入するというので、今回2台目をということで考えております。

以上でございます。

(茂利) 23ページの、鴻巣市水安全計画見直し業務委託料について、ちょっとお伺いいたします。

(水道課長) 茂利委員のご質問にお答えいたします。

鴻巣市水安全計画の見直し業務委託、こちらなのですが、安心、安全な水道水の供給は原水、水質に応じた浄水施設の整備のほか、整備等の適切な運転管理や水質検査等により確立されています。しかしながら、水源からの取水や浄水処理、排水工程等には水道水の安全を脅かす様々なリスクが存在しており、水源から給水栓に至る各プロセスにおいて、安心、安全な水道水の安定供給を継続するために、鴻巣市水安全計画を平成28年度に作成しております。見直す点といたしましては、このたび国が定める水質基準の一部改正に伴い、P F O S、P F O Aに関わる水質検査が義務づけられたことや、社会的、技術的環境の変化等を踏まえ、計画内容の全面的な見直しを実施します。見直しを図ることで、今後も安心、安全な水道水の安定供給を継続することができると考えております。

以上です。

(茂利) ありがとうございます。

ほかにもう一点、全体的なものでちょっと質問させてもらいたい。以前イベントに行かれると、よく丁寧に説明していただけるのですがけれども、配水管の老朽化によって新しいものもいろいろ見せていただいた中で、そういったものを徐々に換えていっていますというお話を伺っている中で、今の進捗の具合と、あと予定というか、今後の方向をちょっと分かる範囲で教えてもらえましたらと思います。

（水道課長）ご質問にお答えします。

今後の方針ということで、8年度の予算についてちょっとご説明させていただきますと、8年度の予算は現行の水道事業ビジョンを基本に、上水道の安定供給に関する施策を推進するための予算としておりますが、令和8年度からは今後10年間の水道事業の方向性を明確に位置づけ、より健全で安定的で持続可能な水道事業として、将来へとつながる次期水道ビジョンの作成を実施する予定でございます。令和7年度においては、この次期水道事業ビジョンの前準備として、浄水場施設の老朽化や耐震化の課題解決や将来の水需要に応じた施設の統廃合等を図るための施設整備基本計画の策定を実施しております。

また、鴻巣市水道事業配水管路更新計画を見直し、管路の破損確率をAIが予測したデータ等を用いて管路更新の順位づけを進めております。令和8年度は、引き続き水道事業ビジョンに掲げた3つの基本目標、安全、強靱、持続の達成に向け、積極的に取り組んでまいります。まず、安全の観点として、水質基準の一部改正に伴うPFOS、PFOAに関わる水質検査が義務づけられたことや、社会的、技術的環境の変化等に対応するための水安全計画の見直しを予定しております。

次に、強靱の観点として、浄水場施設の耐震化を図るため、浄水場の耐震補強設計を進めるとともに、配水管路の老朽化対策や耐震化対策として配水管路の新設工事や布設替工事を実施いたします。配水管路の工事においては、さきに社会資本整備総合交付金を充当した工事を繰越しの工事で既に3本発注しており、その他にも債務負担行為による工事を2本発注するなど、工事の平準化を図るとともに、前倒しで事業を進めております。

次に、持続の観点として、現在各浄水場や井戸の稼働状況などの情報をアナログ回線のNTT回線で伝送し、馬室浄水場で中央監視を行っていますが、この通信サービスが令和11年3月末に終了となることから、デジタル回線に切り替え、現状と同様に監視することができるよう、令和10年度までの3か年の継続費を設定して、テレメーター更新工事を実施し、安心、安全な水道水の供給と安定的な水運用を図ってまいります。また、水道法で定められた項目などを常時測定し、監視することができる水質監視装置の更新工事を令和7年、8年の継続費で新宿第1公園内と境第3公園内で実施しており、経年劣化等に対応することで、安心、安全な水道水の供給を行ってまいります。また、技術力確保や人材育成などのために、職員の研修参加も積極的に行ってまいります。以上が令和8年度の予算の主な特徴になります。

以上で終わります。

（茂利）最後に、もう一点だけ、よくイベントで言っている配水管の、いわゆる新しいものに替わっているというのは、今は何%ぐらいかというのは出ないですか。

（水道課長）耐震管率で申しますと、令和6年末で11.5%で、今令和7年度やっているのですけれども、予算ベースで考えますと、これが約12%に上がるだろうと。なおかつ今令和8年度、こちらも予定どおり、予算どおりでいきますと、約13%が見込まれるということで、約1%ずつぐらい耐震管率は上がっていくかなと思っております。

以上です。

（秋谷）では、まず経營業務課長さんにお伺いをいたしますけれども、先ほどお伺いしたところによると、この3月いっぱい丸2年経營業務というか、水道事業の経営状況を見て、どういった点を今後改善するというか、場合によっては事業を縮小するだとか、どういうふうな経営というのをやったらいいと思われれます、この2年の経験で。

（経營業務課長）では、秋谷委員の質問にお答えをいたします。今後の水道事業に関して、どういった観点で、経営の観点からどういったところに留意をしていったらよいのかというご質問かと思いますが、

まずは私ども1年間の周知期間を経まして、令和8年の4月からということで、料金の改定をさせていただくこととなっております。それによりまして、当初3つの目標というものを掲げていたところでございますけれども、そちらは当初、昨年3月にお示しをしたとおり、その3つの目標については、達成をできる状況というところを今確認をしております。

今後どうしていったらよいのかというところなのですが、実際はまたいろいろな経営課題、恐らく施設の今後統廃合のビジョンのまず改定の中で、そういった今後人口減少による給水収益の減少や、あとは老朽化、耐震化、そういったところの強靱、安全な部分に対してどれくらい費用を、今後の水需要に応じたどれくらいの投資をしていくべきかというところをまずはビジョンの中で、来年度以降策定をするビジョンの中でしっかりと今後の10年間の方向性というところ、そこに至るに当たっては、さらに長期的なところも踏まえつつ、そこからの今後の10年というところになるかと思っておりますので、その辺りをビジョンの策定の中で今後やはり検討していくべきではないのかなというふうに私のほうは感じております。

以上です。

(秋谷) 料金のお話が出ましたので、料金について、改めてちょっといろいろとお伺いしますけれども、まず本会議場で竹田さん聞いたけれども、供給単価と給水原価か、それを、8年度の市からの4か月分も入れないほうの金額を改めて教えてください。入れないほう。

(経營業務課長) お答えいたします。

基本料金の免除あり、来年度の令和8年度の予算のベースで申し上げますと、まず供給単価のほうが165.7円、給水原価のほうが190.9円を見込んでおります。

以上です。

(秋谷) 今のは予算書のほうだよ。もう一つ、減免しないほうも教えてください。

(経營業務課長) お答えいたします。

仮に基本料金免除なし、4か月分をなしというふうにして算定をいたしますと、供給単価のほうが188.2円、給水原価のほうが190.7円となっております。

以上でございます。

（秋谷）そうしますと、供給の単価のほう安くて、給水の原価のほうが高いというと、給水というのは我々がもらって払うほうだよ。もとの配水はつくるほうだよ。そうすると、常に幾ばくかはプラスになるという感じになるのかしら、経営上。

（経營業務課長）秋谷委員のご質問にお答えいたします。

今の基本料金の免除がなかった場合の単価をそれぞれ申し上げましたけれども、こちら実際は料金改定をした後の、私どもの料金収入のほう実際は6月以降から皆様からいただく水道料金のほうが値上げとなります関係で、今回は供給単価が188.2円というところで低い数字が出てございます。その関係で、今恐らく委員のほうのご質問の中では、実際この私どものほうの売った水道料金を供給するお金でその費用が賄えているのかどうかというところのご質問かと思えますけれども、今年度に限りましては、そういったところで料金の経過措置というものがございまして、その10か月分しか新の料金での収入がないものですから、そういったところで今差が出てしまっておりますけれども、これを仮に1年間同じ新料金で皆様から料金のほうをいただいたというふうに仮定をいたしますと、こちらはいただいた水道料金で維持管理の費用、水道の費用を賄える状況にあるというふうに認識はしております。

以上でございます。

（秋谷）せっかくだから、お伺いしますけれども、近隣の水道企業体の料金上げているところと、上げていないところもあるのかな、もしかしたら、この近隣だと。上げているところの水道の事業体の供給の単価と給水の原価、それって分かります。

（経營業務課長）お答えいたします。

近隣の事業体で料金改定をしたか、していないかというところまでは、私どもで把握しているものはあるのですけれども、そちらの、申し訳ご

ございません、単価というところまでは。

（秋谷）では、取りあえず料金改定をした事業者が、要は鴻巣市の基本料金とモデル世帯のベースがありますよね。それで比較して高い、安い、金額が鴻巣のモデル世帯が幾ら、料金改定したどこの事業者が幾らと比べてお話しできますか。

（経營業務課長）それでは、お答えをいたします。

まず、モデル世帯、一般的な家庭といたしまして、モデル世帯としまして、口径13ミリで1か月当たり20立方メートル使用した場合というのが一律的な比較をするものとして使われておりますので、そちらの数字をもちましてご説明をさせていただきます。鴻巣市のほうが、今現行としましては、こちらが20立方メートル、1か月当たりご使用した場合の料金につきましては、まず3,058円となっております。こちらが今回料金改定をすることによりまして、3,762円に上がることとなっております。

あとは、近隣の事業者でよろしいでしょうか。近隣の事業者ですと、私どものほうで、令和元年度以降というところで把握をしております事業者の中で、近隣の事業者の状況につきまして述べさせていただきます。まず、熊谷市のほう、こちらが料金改定後が3,135円、続きまして行田市が3,069円、続きまして羽生市が2,970円、あとは吉見町さんが2,948円が近隣で私どものほうで把握をしている事業者の料金改定の状況でございます。そうしますと、こちらの今近隣の事業者の状況申し上げましたが、その事業者の状況から申し上げますと、鴻巣市の場合は改定後の料金というのは、その事業者よりは今現状としては今後上回る状況というところとなっております。

以上でございます。

（秋谷）大変お伺いしづらいのですが、前々から鴻巣の水道料金が県内の水道事業者の中で、たしか上から3番目ぐらいだったでしょうか、この料金改定した結果、何番目ぐらいになりそうでしょうか。

（経營業務課長）今現状私どものほうで把握しているのが、申し訳ございません、令和5年度末のちょっと決算状況というところでの把握とな

ってございます。その中で鴻巣市が今、令和5年度末ですと上から、高い位置から10番目、県内の事業者全部で55事業者ございまして、その中で本市の水道料金は高い位置から数えて10番目の位置にございます。今回料金改定をした後、他の団体のほうが仮に改定がないというふうに仮定をいたしますと、こちらは順位も今現在ですと上位、高いところから2番目の位置になることが今想定をされております。あとは、ただ令和8年の4月から県営水道の値上げが予定をしておりますことから、他の水道事業者におきましても、今いろいろホームページ上で確認をしますと、やはり審議会を開いておりましたりとか、そういったところで値上げを余儀なくされることというところも想定はされますので、今後その順位に変動はもちろん生じるであろうというふうには見込んでおります。

以上となります。

(秋谷) そうしたら、最後もう一回、料金の適正化のお話をしますけれども、この間までは下水の料金の適正化の審議会開いていたけれども、それ以前にやっていた水道料金のほうの適正化の話だと、3年なり5年なりごとに今後見直しをしていかなければみたいなお話だったような記憶があるのですけれども、まず我が市としては当然その審議会のご意見を踏まえて、もしやるのだとしたら、もう来年なり再来年あたりにはもうそういう審議会の準備を始めなければならないし、あとはほかの事業者もやはり同じように3年なり5年なりという、そういうタームで料金の適正化というのをやっていこうという考えがやっぱりあるのかどうかというところを教えてもらいたいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時30分)



(開議 午後1時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(経營業務課長) すみません。秋谷委員のご質問にお答えをいたします。3年から5年を目安に料金改定を、なぜ他の事業者も含めてしているの

かというところがございますけれども、まず水道料金のほうにつきましては、長期的な収支の試算をした場合、おおむね3年から5年を期間として設定をしまして、その適切な時期、おおむね3年から5年というところで見直しを進めていくということが水道法の施行規則の中で定められておまして、それが一般的とされておりますことから、他の事業体におきましても、当然私どもも含めてですけれども、同様に一定期間、3年から5年の期間の間でそういったところの見直しをしていくというふうに考えております。

以上でございます。

(秋谷) お答えは、すごく模範回答だと思うのですがけれども、でも結局さっき県内の事業体のランキングを聞きましたでしょう。ほかがないと、やりづらいのです、はっきり言って。ほかがやってくれば、うちのほうも、変な意味だけれども、その都度、その都度、その見直しをしやすいからいいのだけれども、今回料金の適正化をする前に合併のときの料金統一から全然やらなかった理由が、結局みんな右を見て、左を見て、あっちこっち見て、上げていない、上げていないといって、うちらが先に上げるわけにはいかないと。県からやっとなら上げてくれと、このタイミングだっていって、みんな一斉に戻ってどどどどどってなだれ込んでるのが現実だと思う。ただ、鴻巣市の上下水道審議会の中では、ちゃんとその都度やりなさいという意見が出ているはずだと思うのだ。だから、やらないと、やる癖というか、当然のようにやっていかないと、ビジョンの担保もできないわけだから、そのところを部長か副部长あたりにびしっと一言お答えをいただきたいかな。

(上下水道部長) 秋谷委員のご質問について、私のほうよりお答えさせていただきます。

確かに過去水道ビジョン作成の際の答申、または料金改定に係る見直しなどのサイクルについて、法令でありますように3年から5年ごとの見直しということである中、なかなかそこは難しいところが確かにありますが、過去の意見、いただいた審議会等の意見も踏まえて、やはりこれはビジョンを作成する際などにしっかりと将来的な展望などを含めて、

検討を図りながら、適正か、適正な形かどうかも含めて検討をしながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(秋谷) その都度、その都度、先々の経営を見据えてうまくコストカットができて、上げないで済むような話になれば、それはそれで鴻巣市としてはいいのやもしれないけれども、ただ周りがやらないから上げられずにじり貧になってしまうというのはもうどうしようもなくなってしまうので、そういうことはないようにしてもらいたいものだけれども、そうしましたら、上下水道に市役所人生の半分以上をささげた水道課長にぜひお伺いをしたいことがあるのです。この3月いっぱい役職定年をお迎えになりますけれども、後進の方々に、これだけはしっかりやれよと、こういった部分省力化しては駄目だぞとか、いろいろと思うことはいっぱいあるのではないかと思うのです。幾ら年長者で、そのまま継続で水道課、下水道課にいるかどうかというのは分からないけれども、なかなかいざとなると相談しづらいのだから、意見具申もしづらくなるだろうし、ぜひともそういう申し伝えではないけれども、言渡しをしなければいかぬと私は思っているのだけれども、どういったことが今後の水道事業の運営面というのですか、施設面のそういった点で取りこぼしのないようにしなければならぬかというところをぜひご教示いただきたい。

(水道課長) それでは、秋谷委員のご質問にお答えしたいかと思えます。これから先の水道事業として大きな問題となるのは、やはり老朽化、耐震化、この2点になるのかなというふうに思います。老朽化については、近年ニュースでも取り沙汰されていますように、いろんなところで漏水が起きているというところの中で、いかに効率よく、財源もございませので、効率よく、漏水を起こさないような手だてを、なかなか難しいとは思いますが、そういったことをできるように、今年度からAIを使ったような、そういった検討も始めたりとかしていますので、今後そういったDXをうまく活用しながら、効率よく、そういった老朽化対策については図って行っていただきたいかなというふうに思っております。

耐震化については、今後またどんな大きな地震が起こるか分からないのですけれども、大きな地震が起きた際にはまたそういう改定が、地震の指針の改定というのがどうしても出てくると思うのですけれども、阪神・淡路のときにも、東日本のときにも、やはりその後に改定は受けていますので、今後またどこかでそういった大きな地震が起きれば改定はされるだろうと。そういったものにアンテナを張って、そういった時代に合ったような指針に合わせられるように、そういった研修とか、講習とか、そういったものも職員のほうに受けていただいて、しっかり皆様に安心、安全な水を供給できるような体制をつくっていただければいいかなというふうに思います。

以上です。

（秋谷） 終わり。

（藤村） それでは、議案36号について3点ほど質問させていただきます。ページが20ページなのですけれども、水道事業会計予算の基礎資料1を見ての質問になります。まずは、鴻巣市水道会計予算収入において、給水収益が前年度比896万1,000円増加しておりますが、これは先ほどのご説明にありました、戸数が500戸ほど増える、どこだったかの説明であったのですけれども、それとプラス、この8年度が水道料金改定による影響と考えてよろしいのかというのが1つです。

（経營業務課長） 藤村副委員長のご質問についてお答えをいたします。まず、令和8年度予算におきまして、水道基本料金の4か月分免除を実施する予定でございまして、給水収益につきましては、8年4月からの水道料金改定による収益増を見込むとともに、基本料金4か月分免除の実施に伴う減収それぞれを見込んだ結果、今約21億の料金収入という形になってございます。具体的には、こちらが同じ21ページなのですが、同じところの中ほどに一般会計補助金がございます、そちらのところの基本料金免除に伴う減収分と経費補填というところがございまして、そここのところ、実際の減収分はこここのところに計上がされてございまして、そちらと今の料金収入を加算、足しますと、実際本来4か月分免除の実施がなかったと仮定したときの給水収益は24億程度であったと

いうところで見込んでおります。

あとは、先ほどの給水戸数が500戸増えたというところの影響というところでございますけれども、こちらは500戸、定例的な増加というところで増加はしておるところなのですけれども、今やはり家族構成の変化等ございまして、戸数は増えるところの傾向にはあるのですけれども、実際は1世帯当たりの平均の人数というところも年々市全体としても減少してきている傾向にございまして、その辺りでいくと500戸増えているので、それが直接的に全てその分が増収必ずなるかというところ、ちょっとそこはそれでも少しやはり横ばいか、若干減少傾向が見られるというふうには見込んでおります。

以上となります。

(藤村) 次ののですけれども、一般会計補助金の話が出たので、その件についてなのですけれども、今回これは12月補正の物価高騰対応重点支援地方創生臨時金の交付金であるわけですよ。その2億9,172万5,000円が基本料金4か月分ということの免除として充てるということですよ。それは、この補助金額で、今まで必要な費用というのかな、十分に賄えられるのかなってちょっと疑問なのですけれども。

(経營業務課長) ご質問についてお答えをいたします。

まず、こちら一般会計補助金のうち、この基本料金免除2億9,172万5,000円、こちらの内訳でございますけれども、こちらまず減収分の補填といたしまして2億8,878万2,000円、またそれに係る事務経費、こちらの経費といたしまして294万3,000円、こちらの合計合わせまして2億9,172万5,000円の計上となっております。今のご質問のありました、このいただく補助をもって、費用が今回の基本料金4か月分免除が賄えるのかというご質問でございますけれども、過去に私どもの基本料金の免除、6回実施をしておるのですが、その中でもほとんど100%に近い形で実際かかった減収分の補填と、あとはかかった事務費分の補填というところは一般会計からの補助というところでいただいておりますので、今回も同様の算出で金額のほうは算定をさせていただいておりますので、今回も十分にそこにつきましては賄えるものというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

（藤村）最後なのですけれども、営業外収益の加入金なのですけれども、これは前年度と比較して656万、これはマイナス、減になっているのですけれども、先ほどの説明の中で612件ほど増えるということなのですけれども、その中で加入金が減ってしまっているというのはどういうことなのかちょっと伺います。

（水道課副参事）お答えいたします。

加入金は、市内に越されて新たに水道を使う方や、建て替え等に伴ってメーター器を大きくされる方がいる際にお支払いいただくのですけれども、こちらの加入金の算定につきましては、過去3年間の実績に基づいて、平均を出して算出しています。このため令和7年度予算の算定対象が令和3年から5年、令和8年度の予算の算定対象が令和4年から6年となるのですけれども、令和3年度に対して、令和6年度の給水装置工事の申請件数が少なかったことが今回算定上少なくなった要因になります。こちらについては、令和3年度の申請件数が1,007件、申請件数です。これ給水装置の申請件数で、例年より非常に多かったのですけれども、令和6年度が申請件数が694件ということで、この2件の差がそのまま算定上少なくなる要因として反映してしましまして、ちょっとそれが費用面で減少ということで、一応算定上はなっております。

以上でございます。

（秋谷）水道管の新設と水道管の布設替えがありますでしょう。耐震管への布設替えは先ほどお話があって、年1%という話があったのだけれども、物価が上がったおかげで予算同じ、1億円で例えば100メートルというのが、物価が上がってしまうと1億円入れても95メートルとか、当然減りますよね。ここ最近の布設替えの距離数と新設の距離数、それが予算の増加と、最終的に決算の増加になるかのかな、最終には。それでちゃんと継続的に確保できているのかな。

（水道課副参事）お答えいたします。

我々のほうで水道管の新設工事や布設替工事を行う際には、当然費用面

考慮して検討はするのですけれども、まずは計画している範囲というのを出していきます。その中でどのぐらい工事費用がかかるかということ算定して、非常に長い距離で大きく費用がかかる場合は分割して年度を分けたり、あとは小さい物件といたらあれなのですけれども、1年度でやるべき物件というのはそのまま算定するのですけれども、まずそれを予算の検討の中ではやりたい範囲をグループ化というか、1回集計しまして、そこからかけられる費用を見ながら、次年度に申し送るとい  
うか、見送るみたいな形を取っておりますので、ちょっと具体的に、すみません、費用が上がって距離を詰めるというような検討の仕方ではございません。ただ、単価等を見ますと、もう水道の資材、世間一般的に全て物価が上がっていると思うのですけれども、ここ2,000円ぐらい毎回、毎回上がっていますので、工事費に対する影響というのは少なからずあると思います。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 令和8年度鴻巣市水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時50分)



(開議 午後2時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第37号 令和8年度鴻巣市公共下水道事業会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) 議案第37号について質問させていただきます。

令和8年度予算参考資料によれば、資本的支出が13.8%減とのことですが、この理由をお伺いします。

(下水道課長) 中西委員のご質問にお答えします。

令和8年度予算参考資料における資本的収支の減少は、主に管渠建設費が減となったことが主な理由です。これは、令和3年度から進めてきたマンホール蓋改築工事が令和7年度でおおむね完了すること、加えて上尾道路整備に伴う下水道管布設替工事が今年度で完了し、来年度は新規の実施予定がないことからの減額となります。

以上です。

(中西) 次に、23ページ、ウオーターPPP発注支援業務委託料4,686万円についてですけれども、こちらのスケジュールと詳しい内容をお伺いいたします。

(下水道課長) お答えします。

初めに、スケジュールについてお答えいたします。ウオーターPPP導入までのスケジュールとしましては、令和8年度に発注支援業務委託を発注し、令和8年度末から令和9年度にかけて入札公募及び選定を行います。令和10年度は、契約交渉及び引継ぎ作業を行い、令和11年度から

事業開始を想定しております。

次に、内容につきましては、令和 8 年度の発注支援業務委託では、初めに入札公募及び選定の在り方や民間事業者の責任範囲を明確化するなど、実施方針の検討を行います。次に、公的財政負担の見込額や求めるサービス水準の評価を行い、事業実施に必要な前提条件を整理します。その上で、入札公告に公表する書類や市が求める基準を示した要求水準書など、各種公募資料の作成を進めてまいる予定です。

以上です。

（中西）令和 10 年度が 11 年度という今お話だったのですけれども、国土交通省の資料の下水道分野におけるウオーター P P P 管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）の考え方によれば、流域下水、流域関連公共下水道もそれぞれ令和 9 年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、ウオーター P P P 導入を決定済みということが必要とのことなのですが、この交付金について、どういうふうになるのかお伺いします。

（下水道課長）交付金の要件のことかと思えます。P P P / P F I 推進アクションプラン（令和 5 年度改訂版）により、污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウオーター P P P 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化するとされています。ウオーター P P P 導入を決定済みとは、レベル 3.5 の場合、募集要項等の公表による入札公募の開始時点を指しており、例えば令和 9 年度当初予算の交付を受けるには、令和 8 年度中に要件を充足することが必要とされています。

以上です。

（中西）そうすると、この令和 8 年度で今回委託料を設定しているので、この交付金については本市は影響ないという解釈でよろしいですか。

（下水道課長）現計画どおり 8 年度に公募が開始の準備ができれば、補助金の要件は満たされるというふうに捉えております。

以上です。

（中西）内容として、ウオーター P P P の方式として管理・更新一体マ

ネジメント方式、レベル3.5と、コンセッション方式というレベル4というのがあるのですけれども、今回はレベル3.5ということをお聞きしているのですけれども、これにした理由というのはあるのでしょうか。

(下水道課長) レベル3.5は、維持管理に更新、改築の要素が加わり、一体となることで、レベル4に準ずる効果、メリットを期待できるとともに、公共施設等運営権の設定を必要としないことから、レベル4よりも取り組みやすいものとなっていると考えられます。将来的なコンセッション方式への移行も視野に入れながら、段階的に官民連携を進められる点を踏まえ、レベル3.5を選択しています。

以上です。

(中西) 流域下水との関係性についてというところで、本市だと埼玉県が実施している荒川左岸北部流域下水道事業に参加しているところなのですけれども、この流域下水道との関係はどのような形になるのかというのをちょっと詳しく教えていただければと思います。

(下水道課長) ウォーターPPPに関しましては、流域構成市との連携で協働業務を進めている状況ではありません。それぞれの市が単独で業務を進めております。

以上です。

(中西) それぞれの市で単独を進めても、影響というのには特に何もないという考えでよろしいですか。

(下水道課長) 現在の要件の中では、それぞれの中で進めても何の問題もないという状況でございます。

(中西) 話は変わりますが、先ほどの国交省の資料によれば、ウォーターPPP導入に当たって地元企業の配慮というところで、対象業務に地元企業とのJVを参加要件としたりとか、地元企業の活用を提案、評価の加点要素にするなど、という手法があったりだとか、地元企業のマーケットサウンディング等を通じて地元企業の意向を確認するという方法はあるのですけれどもこういった地元企業への配慮というか、そういったものをされるのかお伺いします。

(下水道課長) 下水道事業は地元企業の貢献によって支えられており、

下水道の持続性向上には地元企業の協力が重要であると考えております。地元企業の参画形態としては、受託者グループの代表企業を務めるケース、グループの一員となり、協力企業として関与するケース、あるいは再委託を受けるケースなど、様々な先行事例が確認されています。ウオーターPPPにおける地元企業の参画は、地域ごとの実情に応じた多様なパターンが想定されることですが、本市の実情に即した地元企業の参画の在り方を検討することは重要であることから、次年度以降に予定する業務の中で検討する課題としております。

以上です。

（古山）1点だけ。33ページの工事請負費のマンホール蓋改築工事、こちら何か所とどの場所を予定しているのか伺います。

（下水道課長）公共下水道のマンホール蓋改築工事についてお答えします。

公共下水道認可区域において機能が低下したマンホール蓋の改築工事を実施するもので、鴻巣市下水道ストックマネジメント計画により改築計画を定め、令和3年度から7年度まで、今年度までマンホール蓋交換工事を実施し、おおむね完了したところでございます。令和8年度の工事では、市道上にあり、マンホールの構造上、蓋の交換のできない2基について、マンホールの躯体から交換するものでございます。場所としましては、吹上の筑波地内の2か所でございます。

以上です。

（古山）昨年、令和7年度なのですけれども、鎌塚地区で結構マンホール蓋の交換が行われたと思うのですけれども、何か所かやっていない箇所というのがあるのですが、これは何か理由があるのか伺います。

（下水道課長）吹上地域、鎌塚に限らずなのですけれども、何か所か交換したものとしていないもの、ございます。それは下水道課でも把握しているところではあるのですけれども、当初のストックマネジメント計画の中で、対象外という形で捉えていたものありますけれども、現地を見る限りは交換していったほうがいいであろうというふうに見受けられるものありますので、今後精査して改築のほうは進めていきたいと考え

ております。

以上です。

（茂利） それでは、令和8年度鴻巣市公共下水道事業会計予算について質問させていただきます。

初めに、23ページの下水道管路施設調査業務委託料について伺います。

（下水道課長） 市では、平成30年度に鴻巣市下水道ストックマネジメント計画を策定しております。これは、市内の公共下水道処理区域全体の汚水管路について、長期的な視点で今後の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、施設の点検、調査、修繕、改築を実施することで、施設管理を最適化することを目的に策定した計画です。下水道管路施設調査業務委託（健全度評価）は、この計画に基づいて令和2年度から行っている下水道管路等の調査でございます。

以上です。

（茂利） 同じ23ページになりますが、マンホールポンプ修繕について、どういったものか伺います。

（下水道課長） マンホールポンプの修繕ですが、市内には11か所のマンホールポンプ施設があり、機器の使用年数等に応じて計画的に点検交換を行う時間計画保全と、運転データ等の監視により異常兆候を把握する状態監視保全を併用することで、予防的な維持管理を行っております。令和8年度の修繕は、箕田マンホールポンプと小松マンホールポンプの交換修繕を予定しております。

以上です。

（茂利） マンホールポンプの修繕につきましては、点検はどれぐらいの間隔で行っているのか伺います。

（下水道課長） マンホールポンプの標準耐用年数としては15年という規定がありますけれども、現地のほうへ先ほどの時間計画の中では10年から15年の中で交換というところで、そのほか状態監視の中で、場所によって運転頻度が違うところがありますので、運転頻度などを見て、兆候を捉えて、サイクルが速くなっているところもありますけれども、おお

むね10年から15年で交換というふうに捉えております。

以上です。

（茂利） それでは、25ページの流域下水道流入水水質調査業務委託料について伺います。

（下水道課長） 下水道流入水水質調査業務委託とは、埼玉県流域下水道接続取扱要綱第12条に基づき、公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等を24時間採水し、流域下水道管理者に報告するための調査でございます。流域下水道流入水の10か所において、24時間、2時間ごとに採水をして、水質検査項目4項目を検査して県のほうに報告するための調査業務となっております。

以上です。

（秋谷） 経營業務課長さんにまたお伺いしたいのですけれども、上下水道料金の適正化の審議会の会議録、まだ私見ていないのですけれども、今定例会の行政報告の中で下水道料金の適正化のお話が出ていたと思います。たしか32%程度とする平均改定率ということで行政報告には出ているのだけれども、何が原因で、この32%料金改定をせざるを得なかったのでしょうか。まだ改定しているわけではないけれども、審議会からそういうご意見があった理由というのは何なのでしょうかと。

（経營業務課長） 秋谷委員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回鴻巣市の適正な下水道使用料についてということで、令和7年度審議会を開催をして、2月に答申をいただいたところでございます。まず、この審議会に当たっての諮問事項の趣旨といたしましては、私どものほうで、令和6年度に公共下水道事業の経営戦略というものを改定をさせていただきました。その中で、収支の均衡を見直して、持続可能な鴻巣市の公共下水道事業会計、事業の運営のための適正な下水道使用料について、審議会のほうで審議をしていただくところの内容で諮問をさせていただきました。その内容につきまして、令和7年度に実際5回審議会のほうは開催をさせていただきましたのですけれども、5回にわたって、その内容について審議をさせていただきました。

内容につきまして、32%、今現状として答申をいただいている32%とは

どういったものなのかというところかと思いますが、こちらはまず収支均衡を図るという目的がございまして、そういったところで、今、一般会計から収支不足の補填というところでいただいております補助金の部分、こちらのところを削減といいますか、そのところを見直していくためにはどれだけの改定が、どれだけの改定というか、そこを解消するに当たって、どういうふうなアプローチをしていったらいいかというところを5回にわたってご審議をいただきまして、結果として32%の料金改定をもって収支均衡が図れるものであろうという、今、答申をいただいたところでございます。

以上でございます。

(秋谷) 先ほどの水道のときもお伺いしましたけれども、我が市の平均的なモデル世帯の下水道使用料、あとは近隣の事業者の公共下水道の使用料というものを幾つか挙げてもらえればと思うのですが。

(経營業務課長) では、まず私ども鴻巣市の場合の、先ほども1か月当たりの20立方メートル当たりを1か月で使ったときの料金ということでございます。

まず、鴻巣市につきましては2,310円でございます。あと、今私のほうで把握をしてございますのが、同じ流域、同じ荒川左岸北部の流域関連の市の部分は私のほうで把握をしてございますので、そちらでお伝えをいたします。こちらが令和5年度末の状況でございます。熊谷市が2,585円、行田市が2,035円、桶川市が1,980円、北本市が1,980円、以上でございます。

(秋谷) ほかの事業者でも、やっぱり下水道の料金の適正化の議論というのは、県内いろんな事業者でも進んでいるのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時36分)



(開議 午後2時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(経營業務課長) すみません。お待たせして申し訳ございません。

今、現状で、水道のときと同様に、令和元年度以降の状況で私どものほうで把握をしている内容でございます。こちらが今、令和元年度以降、こちらで実際使用料改定を行っている団体でございますが、年度ごとに申し上げます。

まず、令和元年度に2団体、令和2年度に3団体、令和3年度が1団体、令和4年度が3団体、令和5年度が1団体、令和6年度が8団体、令和7年度が7団体、令和8年度が5団体で、今検討中、令和9年度以降で検討中という団体が8団体というふうに、今把握をしてございます。

今は、こちらは延べ数となっておりますので、中には料金改定をした団体の中には、2段階で料金改定を行うといったような団体の数も今申し上げておりますので、こちらはちょっと延べ数にはなっているのですが、実際私どもの埼玉県内の下水道の事業を行っている団体は、全部で54団体、54事業体でございますので、そのうちの半分以上は何らかの形で使用料の改定というところに進んできているのが現状というふうに考えております。

以上でございます。

(秋谷) 勉強不足で申し訳ないのですがけれども、鴻巣市の公共下水道の使用料は、何年間改定していないのでしょうか。前回改定したのとか、そういうことまで分かれば教えてもらいたいののですがけれども。

(経營業務課長) まず、私どもの下水道使用料、平成17年に合併をいたしまして、その後、平成20年に料金の統合という形をしてございます。

そこからの値上げはしてございません。(P.67 発言訂正あり)

ですので、17年程度ですか、値上げはしていない状況でございます。

以上でございます。

(秋谷) ちょっと料金から離れますけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないのですがけれども、市内で、要は市街化区域の中にあって、公共下水道の面整備が終わっていないエリアというのはありますでしょうか。

(下水道課長) ご質問にお答えします。

市街化区域の中で下水道の面整備が終わっていない地域につきましては、まず1つが区画整理事業に併せて行っている北新宿第二土地区画整

理事業地内。そのほか、大きい面ではないのですけれども、道路整備に伴って下水道の整備を予定している場所、一つとしては上尾道路。上尾道路の整備に伴って、上尾道路に管路を敷設することによって、そこに流し込んでいくエリア、その辺がまだ残っているという形でございます。大きくはそういう形で幾つか残っているところがあるという状況です。以上です。

（秋谷）暫定逆線引き地域の大間、滝馬室、小松、松原エリアというのは、面整備というのは終わりましたでしょうか。

（下水道課長）原則的には終わっていると捉えております。一部、来年度行う区画道路を整備するところとか、残っているところもございませけれども、広い面でという意味では暫定線引きの、逆線のところというのは完了しているところがほとんどです。

（秋谷）そうすると、これからメンテナンス中心に進めていくことになるのでしょうかけれども、ここちょっとまた戻ってしまうけれども、経営面において先ほどの料金の部分というのは、市からの補助金の部分の、穴埋めと言ったら変だけれども、補助金を入れなくてもいいような料金の適正化のお話なのだけれども、現状、今後のメンテナンスを含めた経営状態というのは、水道料金と違って、うまく回転しているというのか、先々の見通しというのはどのようにお考えでしょう。

（経營業務課長）下水道事業に関しての今後の見通し等含めてというところのお話でございますけれども、水道のほうは当然水道事業ビジョンのほうの改定、来年度以降行いますが、また公共下水道事業につきましても、先ほどもお話をさせていただきましたが、公共下水道事業の経営戦略というもの、また水道ビジョンに1年、計画期間が1年間ずれておりますので、またそのところで次期の経営戦略のほうをまた策定していく、今後予定がございませ。その中で、置かれている状況というのはやはりどの事業体も同じかとは思いますが、人口減少に伴いまして、やはり水需要が少なくなってくるということは、やはり同じように汚水の処理をする水量というのも当然減ってはくるのですが、そうするとやはり皆様からの使用料の収入というのが減少傾向にあるというのは、や

はり同じ状況でございます。

ただ、一方で、まだあともう少し面整備等を行って、事業地内の事業はまだ一定程度今後も区画整理等進んでいく部分がございますので、一定程度の増加は見込まれるのですけれども、やはり今後は人口減少による使用料収入の減少、あとは、またこれから実際は老朽化、あとは耐震ですとかいろいろな課題というところに、そこは水道事業と置かれている環境というのはやはり同様の環境が、やっぱりこのライフラインについては置かれているのではないかというふうに考えております。ですので、その辺り、また今後かかってくる費用、当然、物価高騰等もありまして、いろいろ維持管理費用も増加してきたりとか、あと逆に私どもが汚水の処理を共同で行っております荒川左岸の流域下水道、北部の流域下水道のほうにつきましても、また処理単価のほうが今後どうなっていくか、またもしかするとその辺りの値上げというようなお話も、県のほうからのまた協議をせざるを得ない状況になるかもしれないというところも想定としてはございますので、その辺りはまたこちらも、今後また経営戦略を新たに策定をしていく中で、その辺りのやっぱり課題解決、そういったところに向けた投資の方法ですとか、使用料の在り方ですとか、そういったものを全般的にまた考えていく必要があるのではないかというふうに私のほうは考えております。

以上です。

（秋谷）そうしましたら、分かりました。

では、ちょっとあと一、二点だけ教えてもらいたいことがありまして、32、33ページの中堀の第3号雨水幹線の管渠の実施設計業務の委託料について伺いたいのですが、私が以前に見た図だと、上から水が、幸町側からか、落ちてきて、上尾道路が斜めに入っていて、ここをこうやって、直角に近いような感じで雨水の管渠を上尾道路の地下に入れて、それを大間の調整池に流すという図が頭に入っています。それでいいかな。

（下水道課長）秋谷委員おっしゃるとおりで、今回予算の説明の個表の中でもその辺、図面のほうは提示させていただいているところですが、直角で、上尾道路の下はできるだけ施用を短くするようという

ことで、斜め横断ではなくて直角で横断するよというこで計画はしております。

(秋谷) 水路を直角に曲げると、水の流が阻害されて、止まって止まってだから、この上のほうが結局フローしてしまうのではないのかなというの。一応蓋はかけるわけだから、見えないかもしれないけれども、結局ダイレクトに調整池に導いたのよりも、必ず抵抗値が上がって、機能面では能力が落ちるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(下水道課長) これまでの断面と同じ断面で90度で曲げるような形になれば、そういう水頭圧の差だとかというものは生じてくるかと思いますがけれども、そういうことも考慮した上での断面ということを計画しておりますので、上流部でのそういう抵抗というものは原則的にはないものというふうには捉えております。

(秋谷) 現行の断面の容量というのかな、平米というのかな、と新しく雨水管渠をつくるほうというの、断面が変わるのか。ちょっとその辺りはまるで分からないので教えてもらいたいのですけれども。

(下水道課長) ちょっと私のほうも今手元に資料が断面ないのですけれども、もともと現行の中堀3号の上尾道路の下に入っていないところ、今暗渠化してあるところと現行の水路という中でも断面の差というのは生まれて、下流のほうが太い形の断面にはされておりますので、その辺はそれを見込んだ形の断面というふうには捉えているところであります。

(秋谷) 現状よりも断面が大きくなるから、要は上尾道路を通すところと接続、この部分がでかくなるんなら、もうオーケー。この断面が変わらないのでは詰まってしまう。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時52分)

---

(開議 午後3時10分)



（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（下水道課長）先ほどの秋谷委員の中堀第3号雨水幹線、上尾道路の横断部の計画断面ですけれども、上尾道路のほうの協議の中では、2,000掛ける2,000のボックスカルバートで横断するという計画になっております。現水路の断面というのは、通常の水路とちょっと構造的に違っていて、現水路の断面というのがちょっとはっきり申し上げられる状況ではないのですけれども、秋谷委員のご心配のほう、水路に負荷がかからないようにという形で上尾道路のほうと協議のほうを今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

（秋谷）上尾道路の下の部分というのはいじれないかもしれないけれども、そこに接続する部分と出ていく部分、ここはよっぽど工夫しないと、単純にここだけが太いからといって、こっちがそれよりも太くなければ流れてくれないし、こっち側が細くないと逆に駄目だけれども、現状よりも細くなったら、これはアウトだから。やっぱりこっちが増えてしまうから。だから、最低限、入り口は現状。でも、出口は、この上尾道路の下のところよりもでかくしないと絶対に行かないからね。それはやっていただけるかな。

（下水道課長）上尾道路の協議の中で、先ほど断面のお話しさせてもらったのが横断部分。それに伴って、横断してから市の接続水路の接続箇所まで、一部上尾道路のほうで整備するところ、そこについては2,500掛ける2,800ということで、断面を大きくした形で計画されておりますので、今委員がご心配いただいた部分についてはクリアできているものと考えております。

（経營業務課長）申し訳ございません。1点発言の訂正をお願いいたします。

先ほど秋谷委員のほうから前回の料金改定はいつなのかというところのご質問の中で、私のほうが平成20年に合併後の料金改定をしましたというふうに申し上げましたが、正しくは、鴻巣市においては平成17年の3月に1度料金改定をしてございます。その後、平成20年3月に1市2町

の合併に伴う使用料の統合再編による改定を行っております。このように発言のほうを訂正させていただければと思います。おわびの上、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(委員長) ただいまの訂正についてはご了承願います。  
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。  
ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
これより討論を求めます。  
初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。採決は挙手で行います。  
議案第37号 令和8年度鴻巣市公共下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。  
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第38号 令和8年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。  
これより質疑を求めます。質疑はございますか。

(中西) それでは、議案第38号について質問させていただきます。  
令和8年度予算参考資料によれば、収益的支出が2.7%減、資本的支出が1.5%減、合計2.4%減とのことなのですが、この理由をお伺いし

ます。

（経營業務課長）ご質問についてお答えをいたします。

まず、収益的支出の2.7%減に関しましては、予防保全の考え方にに基づき計画的に進めている修繕について、令和8年度は対象となる箇所が少ないため、処理場施設の修繕費が減少したものでございます。

次に、資本的支出の1.5%減に関しましては、過年度に借り入れた企業債の償還が順次完了していることに伴う企業債償還金が減となっているためです。

以上でございます。

（中西）もう一点質問させていただきます。

鴻巣市の公共下水道事業経営戦略において、汚水処理施設の効率的な事業運営が求められる中、広域化の取組として今後農業集落排水事業を公共下水道へ接続し、施設を統廃合することが検討されていますということがあるのですけれども、何か令和8年度において動きとかはあるのでしょうか。

（下水道課長）ご質問、検討の8年度の予定というところにつきまして、予算上特に定めたものはございませんけれども、これまで令和2年度に策定した鴻巣市農業集落排水処理施設最適整備構想で、まず初めに今後の費用対効果等を考えて、地理的要件も踏まえた上での笠原、笠原第二、郷地安養寺の3つの農業集落排水については公共下水道へ接続をとということで検討をしているところでございます。その後、令和6年度の公共下水道全体計画区域の見直しにおいて、上会下地区を除く3つの農業集落排水地区を公共下水道全体計画に位置づけているところでございます。

今後につきましては、公共下水道の接続の先行市、深谷市などは先行して農業集落排水を公共下水道に接続しているという事例がございますので、そういう先行市の事例の調査研究を主に行っていければというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）また経營業務課長さんにお伺いしますけれども、まず使用料収

入なのですけれども、当該エリアはどっちかといったら人口が増えるのではなくて減っているエリアが多いだろうと思うので、一般的な公共下水道を使用しているモデル世帯の料金と比較するのはちょっと難しいかもしれないけれども、鴻巣市の使用料収入の平均的な値というのは幾らぐらいなのでしょう。

（経營業務課長）秋谷委員のご質問にお答えをいたします。

また、先ほどと同様に1か月当たりの20立方、農業集落排水事業のほうは一般的に1か月20立方というときは世帯人員を3人というふうに仮定をして、統計上数字を出してございますので、そちらの金額のほうで申し上げさせていただきます。

そういたしますと、1か月当たり農業集落排水事業の地域の使用料につきましては3,025円となっております。下水道の使用料につきましては2,310円となっております。

以上でございます。

（秋谷）同じ例えば鴻巣市域に住んでいて、汚水処理にかかる費用がやっぱり差がある。片や市街化のほうが、もちろん都市計画税払って、より人口密度が当然該当エリアよりも濃いわけだから、効率が多少なりともいいというところもあるけれども、1つ前の質問で、仮に笠原、郷地安養寺、上会下以外で、その3つの処理エリアが公共下水に接続する場合というのは、料金体系的にはやっぱり公共下水と同じ単価に逆に下げるようなイメージでいいのでしょうか、もし接続することになれば。仮定の話になってしまうけれども。

（経營業務課長）仮に今の3地区を接続するとした場合のときの料金の状況はどのようにするのかというところのご質問でございますけれども、実際正直申し上げますと、現状として、今料金体系がそもそもが農業集落排水事業の施設の使用料は人数割、世帯と人員に応じたご負担をいただいております、下水道のほうにつきましては水道のメーターを使った、通った水量で認定という形をしてございまして、まずそのものの仕組みが違うという部分がございますので、実際に仮に接続があった場合にどうなるのかというところにつきましては、その接続の検討をす

るに当たって、そういった料金体系についても、今後こういった形での料金体系で、同じにするのがよいのか、それとも少し違う料金体系をまた存続させるべきなのか、そういったところも、先行市でありますとかそういったところの状況をよく伺いながら、今後の検討課題になるのではないかというふうに今捉えております。

以上でございます。

（秋谷）私の住んでいる田間宮というエリアでいうと糠田エリア、吹上の小谷エリア、明用エリアもあれか、合併処理浄化槽の場合は、当然そちらの方が自分で擁壁をちゃんとメンテナンスをしなければならないのだけれども、もしお分かりになったら、合併処理浄化槽の月々の料金というのはどれくらいかお分かりですか。もしなければいいで、分かりませんでいいです。

（経營業務課長）申し訳ございません。合併処理浄化槽の方の場合のメンテナンス費用につきまして、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、お答えが、すみません、ちょっとできかねます。申し訳ございません。

（秋谷）勝手な想像だけれども、以前、自分は長くまちづくりの委員会にいるから、農業集落排水のエリアを公共下水に接続させるか、もしくは合併処理浄化槽に切り替えるかという話をしていただけだけれども、利用者の負担のことをよくよく考えなければいけないと思うのだけれども、それについてはまた今後。

それで、1点だけ、22、23ページのところの管渠内清掃及び調査業務委託料というのがあるのだけれども、これは下水道と同じで管渠内に場合によっては硫化水素とかがたまるようなことというのはあり得るのでしょうか。

（下水道課長）管渠内清掃及び調査業務委託料、こちらについては污水管、雨水管、両方とも話ではあるかと思えます。污水管については、ご指摘のとおり硫化水素の発生というのはいらないものではないので、必ず清掃調査の前段階では硫化水素の発生また酸素濃度等の調査をした上で清掃なり作業のほうは入るということが、もうルールとして決まってい

るものではありません。

(秋谷) 処理エリアが広くて利用者が少ないから、流れが悪いと、より腐食とかというのは、滞留するものがあって、進みやすくなるのでしょうか。

(下水道課長) 今のご質問、滞留時間が長くなれば、総体的にそこに汚物がある時間等は長くなるので、通常の流れがあるところに比較すれば、硫化水素の発生のリスクというのは高くなるかとは思いますが。ただ、いわゆる硫化水素の発生、腐食環境下というものは別に定められているのですけれども、その中では滞留が遅いところというところはないですけれども、堆積物が多いところについては硫化水素が発生しやすいというようなことはあるかと思えます。ですので、通常の水に堆積物がなくて、水の流下能力、水だけであれば、極端に硫化水素の発生が多くなるという話ではないと思えますけれども、通常の流れのところに比べれば、若干のリスクは高くなるのかなというふうに捉えています。

(秋谷) ちなみに、農集の水管というのは、総延長で何キロあるのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 9 分)



(開議 午後 3 時 4 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 保険料に加入している延長としましては34キロで加入しているのですが、総延長としては約34キロというふうに捉えております。

(秋谷) ちなみに、8年度予算で77万9,000円の委託料で、どれくらいの調査というのできるのでしょうか、清掃と。

(下水道課長) ここで予算計上させていただいているものについては、何か不測の事態が起きたときに行うということで、計画的に調査、清掃を行っているものではないところです。

以上です。

(秋谷) 計画的にはやらなくていいのでしょうか。

(下水道課長) 農業集落排水で敷設している管は塩ビ管、比較的年数が新しいものになりますので、塩ビ管で敷設しておりますので、ヒューム管のような硫化水素で腐食をするような管ではないので、現在のところは計画的な調査という時期にはいっていないというふうに捉えております。

以上です。

(秋谷) ヒューム管と塩ビ管の違いが、耐性というのか、そういうのがよく分からないので、できれば分かりやすく教えてもらいたいのですけれども。

(下水道課長) ヒューム管というのはいわゆるコンクリート管ですので、どうしても硫化水素を発生すると腐食してしまうというところがありますけれども、塩ビ管の場合は腐食する構造ではない、いわゆる塩ビはプラスチックみたいな、ねずみ色の管ですので、腐食には耐性があるというふうに考えております。

(あれ溶けないですかの声あり)

(下水道課長) 硫化水素で溶けるということは……

(ないの声あり)

(下水道課長) はい。

(藤村) それでは、議案第38号についてちょっと質問させていただきます。

まず初めに、20、21ページ、収益的収支についてなのですけれども、ちょっと理解が難しいのが、長期前受金、戻り入れというのはどういうものなのか、そこからちょっと説明いただければありがたいです。

(経營業務課長) 委員のご質問についてお答えをいたします。

こちら長期前受金戻入といたしまして……

(レイニュウの声あり)

(経營業務課長) はい。こちらが、減価償却費のうち補助金などを財源として取得をした部分を、減価償却に応じて収益化をするという内容のものになってございます。なので、分かりやすく言いますと、建設投資をしたときに、例えば補助金であるとか、そういったいわゆる特定財

源と言われるものが入っていた場合に、それを減価償却をしていくときに、併せてその割合に応じて収益化をしていくという内容のものになってございます。

以上でございます。

(藤村) そうすると、この財源となった補助金というのは、この書いてある受益者分担金ですとか国庫補助金ですとか県補助金でいいわけですよ。

それと、その対象事業というのか対象物件というのですか、それはどういうものがあるのでしょうか。

(経營業務課長) 主なそういったものの内容でございますけれども、まずは処理場の施設、あとはそこにつながっている管渠ですとかその処理をする設備、機器、電気設備や、あとマンホールポンプなど、そういったものの設備を投資するものという形になっておりますので、主な内容としてはそういった内容の施設を整備するときに要した財源のものがここに含まれているという形になります。

以上です。

(藤村) そうすると、減価償却が関係すると思うのですけれども、方法としては定額法でいいのかな。定率法を使っていますか。

(経營業務課長) こちらは定額法で行っております。

(藤村) 大体耐用年数ってそれぞれによって違いますけれども、法で定めた耐用年数で採用しているということによろしいのですか。

(経營業務課長) お答えいたします。

こちらは、法に定めた減価償却の耐用年数に応じまして、それぞれ収益化という形で予算計上しております。

以上です。

(藤村) 最後になりますけれども、令和8年度予算において、事業収益が1億6,294万2,000円、資本的収入が685万4,000円で、合計が1億6,979万6,000円の規模に対して、企業債償還が4,269万8,000円として、相応の割合、約25%を占める返済金なのですけれども、普通で考えると、25%を返済に回すというのはちょっと難しいのかなと思うのですけれど

も、その辺の考え方というのはどういうものがあるのでしょうか。

(経營業務課長) 今のご質問についてお答えをいたします。

今、こちらの企業債の償還金につきましては、実際は今傾向としましては減少傾向になってございます。既存の施設整備に係る償還金につきましては、平成23年度の償還が約6,450万円ございました。そこをピークに、今減少してきているところでございます。そのときと比べますと2,100万円程度、3割ぐらい減少してきているところでございます。今後のまた企業債の償還金の見込みにつきましては、仮に新規の建設投資、建設改良事業等がなかった場合には、令和10年度までは4,000万円程度、同程度で推移をしていきますが、その後は徐々に減少していきまして、令和19年度にその償還は全て完了する予定でございます。また、こういったところの償還負担につきましては残高の抑制に努めることといたしまして、経営の効率化を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

(藤村) 償還が19年ですか、終わるということなのですかけれども、ちょっと今心配しているのが人口減少とか使用料収入が減少しているということなので、そうすると19年に終われば、その経営的な状況というのかな、今多分厳しいのかなと思うのですけれども、19年を過ぎれば経営がさらに安定するという理解でよろしいのでしょうか。

(経營業務課長) 実際は人口減少等で使用料収入というところも当然減少傾向にあるところも想定をされておまして、またそれに対応する実際の事業を運営していくための維持管理費用というところも、やはり今後上昇傾向に今あるというところはございますので、まずはこの償還のそういったところの負担が少しでも軽くなるというところで、すぐにそこで改善が必ず図れるというところではないのですが、改善の一つの内容にはなるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第38号 令和8年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後3時50分)